

令和5年第1回議会 (定例会)

議案参考資料

令和5年2月22日

会期予定 2月22日～3月27日

案件一覧

計30件

報告	1件	専決処分事項	1件
議案	29件	人事案件	3件
		条例の制定	2件
		条例の一部改正	11件
		工事請負変更契約の締結	1件
		補正予算(専決処分を含む。)	5件
		当初予算	7件

目次

議案番号	議案名	ページ番号
報告第1号	専決処分事項報告について(和解及び損害賠償の額の決定)	6
議案第1号	専決処分事項報告について(令和4年度交野市一般会計補正予算(第8号))	7~8
議案第2号	教育委員会委員の任命について	9
議案第3号	教育委員会委員の任命について	10
議案第4号	固定資産評価員の選任について	11
議案第5号	交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	12~19
議案第6号	交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について	12~19
議案第7号	交野市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	12~19
議案第8号	交野市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	12~19
議案第9号	交野市地域公共交通会議設置条例の制定について	20~21
議案第10号	交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	23~25

目次

議案番号	議案名	ページ番号
議案第11号	交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	26～30
議案第12号	交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	31～33
議案第13号	交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び交野市こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	34～37
議案第14号	交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	38～40
議案第15号	交野市ESCO事業者選定審査委員会条例の制定について	41～42
議案第16号	交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	43～47
議案第17号	交野市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について	48～56
議案第18号	工事請負変更契約の締結について(星田駅前線道路新設改良工事)	57
議案第19号	令和4年度交野市一般会計補正予算(第9号)について	58～70

目次

議案番号	議案名	ページ番号
議案第20号	令和4年度交野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	71
議案第21号	令和4年度交野市介護保険特別会計補正予算(第2号)について	72~74
議案第22号	令和4年度交野市水道事業会計補正予算(第3号)について	75~76
議案第23号	令和5年度交野市一般会計予算について	77~132
議案第24号	令和5年度交野市国民健康保険特別会計予算について	77~132
議案第25号	令和5年度交野市介護保険特別会計予算について	77~132
議案第26号	令和5年度交野市公共用地先行取得事業特別会計予算について	77~132
議案第27号	令和5年度交野市後期高齢者医療特別会計予算について	77~132
議案第28号	令和5年度交野市水道事業会計予算について	133~144
議案第29号	令和5年度交野市下水道事業会計予算について	145~153

報告第1号 専決処分事項報告について(和解及び損害賠償の額の決定)

議案書5P~6P

1. 事故発生日時

令和4年8月12日(金) 午前9時47分頃

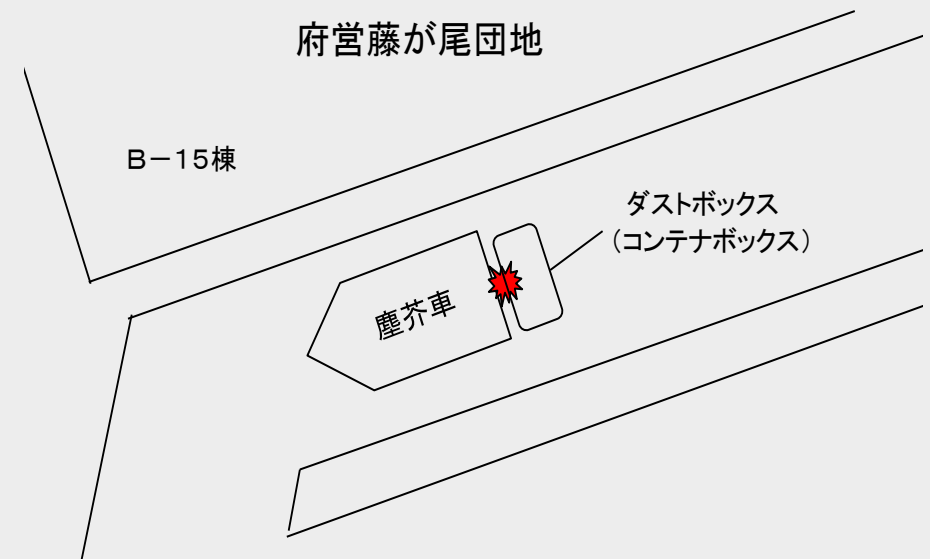
2. 事故発生場所

交野市藤が尾1丁目4-15付近

3. 事故現場位置図



4. 現場付近詳細図



5. 示談内容

相手方との交渉の結果、令和5年2月8日付けで、相手方修理費115,500円を負担することで示談が成立した。

議案第1号 専決処分報告について(令和4年度交野市一般会計補正予算(第8号))

1. 補正予算概要

国の令和4年度第2次補正予算の成立により、自治体向けに「出産・子育て応援交付金」事業の実施要綱等が令和4年12月末に示されたことから、速やかに事業実施に向けた準備及び対象者への支援を開始するため、所要の経費について専決処分により補正を行ったもの。

2. 補正予算内容

歳入歳出それぞれ67,621千円の増
(補正後の予算総額 歳入歳出それぞれ31,131,069千円)

3. 補正予算の財源

・国庫支出金	45,747千円
・府支出金	10,936千円
・一般財源	10,938千円

議案第1号 専決処分報告について(令和4年度交野市一般会計補正予算(第8号))

1. 事業名称

出産・子育て応援事業

2. 事業概要

国が創設の「出産・子育て応援交付金」を活用し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実及び出産育児関連用品の購入費助成等の経済的支援(出産・子育て応援ギフト)を図る。

3. 歳出予算 67,621千円

内訳	予算額	積算根拠
報酬	894千円	事務補助((7,680円×20日)+2,000円)×2ヶ月 助産師等(289,016円+2,000円)×2ヶ月
需用費	113千円	消耗品費 印刷トナー 53,000円 用紙 5,000円 返信用封筒 2,000円 印刷製本費 申請書送付用封筒(長3) 12円×1,500枚×1.1 ギフトカード送付用封筒(長3窓あき)20円×1,500枚×1.1
役務費	710千円	郵便料(申請書送付) 84円×710人×2回 (ギフトカード送付:本人限定受取)729円×810人
委託料	65,904千円	カード印刷 28円×1,500枚×1.1 配送料等 39,325円 出産応援ギフト 50,250円×810人 子育て応援ギフト 50,250円×460人 システム改修費 2,000,000円

4. 歳入予算 56,683千円

内訳	予算額
国庫支出金	45,747千円
府支出金	10,936千円

※補助率 国2/3 府1/6
システム構築等導入経費 国10/10

議案第2号 教育委員会委員の任命について

議案書9P~10P

1. 提案理由

令和5年4月1日より教育委員として新たに任命したいため。

2. 氏名

中山 尚美 (なかやま なおみ)

3. 生年月日

昭和40年12月20日

4. 写真



5. 履歴

平成 元年 3月 京都教育大学 教育学部
音楽科 卒業

平成 元年 4月) 小学校常勤講師 (音楽専科)
平成 6年11月) 高等学校音楽非常勤講師等

平成16年 1月 音楽家として活動 (ピアノ講師、合唱指導、各種施設へ訪問演奏等)
現在に至る。

令和 元年 7月)
令和 3年 7月) 交野市学校教育審議会委員

議案第3号 教育委員会委員の任命について

議案書11P~12P

1. 提案理由

令和5年4月1日より教育委員として新たに任命したいため。

2. 氏名

般谷 恵秀 (はんや けいしゅう)

3. 生年月日

昭和38年4月9日

4. 写真



5. 履歴

昭和62年 3月 立正大学 仏教学部
仏教学科 卒業

平成14年 5月 立正山槃若寺第15世住職
現在に至る。

平成21年 3月 久遠山壽栄寺住職
現在に至る。

平成21年 5月) 交野市立第一中学校評議員

令和 4年 3月

議案第4号 固定資産評価員の選任について

議案書13P~15P

1. 提案理由

倉澤裕基氏の辞職に伴い、後任者として任命したいため。

2. 氏名

良 幸浩（うしとら ゆきひろ）

3. 生年月日

昭和39年7月7日

4. 写真



5. 履歴

昭和62年	3月	同志社大学 法学部 法律学科 卒業
昭和63年	4月	交野市役所入職
平成7年	5月	課税課勤務
平成21年	4月	人事課長
平成22年	4月	総務部次長
平成26年	4月	総務部付部長
平成27年	4月	企画財政部長
令和2年	4月	福祉部長兼福祉事務所長
令和4年	12月	理事（企画財政部・福祉部担当）兼福祉部長兼福祉事務所長 現在に至る。

議案第5～8号

交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 他3件

議案書17P～24P

1. 提案する条例

- 議案第5号 交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第6号 交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第7号 交野市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第8号 交野市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

2. 条例改正の目的

平成23年以後、改定されないまま10年以上が経過している特別職の職員の給料月額について、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、本則の月額を改定するとともに、本市の現在の財政状況等の諸事情を考慮して市長の現任期中の独自減額を行うものとする。

また、財政健全化推進等の観点から、現任期に係る市長の退職手当を不支給とする。

議案第5～8号

交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 他3件

3. 条例改正の内容

(1) 給料月額の設定及び独自減額措置

		平成22年4月1日	平成23年10月1日 (現行)	特別職報酬等 審議会答申	令和5年4月1日 (改正案)
市長	本則の月額	990,000円	742,500円	909,000円	909,000円
	独自減額後の月額	742,500円	742,500円	—	636,300円
	減額率	25%	0%	—	30%
副市長	本則の月額	875,000円	700,000円	788,000円	788,000円
	独自減額後の月額	700,000円	700,000円	—	630,400円
	減額率	20%	0%	—	20%
教育長 及び 水道事業 管理者	本則の月額	770,000円	616,000円	702,000円	702,000円
	独自減額後の月額	616,000円	616,000円	—	561,600円
	減額率	20%	0%	—	20%

※ 令和5年4月1日～令和8年9月17日(同日前に市長が退職した場合は、その退職の日)は、給料月額の時限的な減額措置として、「令和5年4月1日(改正案)」の欄の各「独自減額後の月額」の項の金額を支給

※ 水道事業管理者の給料月額については、特別職報酬等審議会の答申事項ではないが、教育長の給料月額に準じて改定

議案第5～8号

交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 他3件

(2) 市長の退職手当不支給措置

条例本則の規定にかかわらず、市長の現任期に係る退職手当を支給しない旨の特則規定を、条例附則に設ける。

4. 施行期日

(1) 給料月額の設定及び独自減額措置 令和5年4月1日

(2) 市長の退職手当不支給措置 公布の日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年3月定例会

議案の件名	議案第5～8号 交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について 交野市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について 交野市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	政策等の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）
-------	--	--------	---

〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
本件各条例は、特別職の職員の給与等に関する事項を定めることを目的とする。	本則の給料月額については、財政指標の類似する府内自治体の金額を参考としている。また、独自の給料月額減額措置については府内半数以上の自治体が、市町村長の退職手当不支給措置については府内十数自治体を実施している（いずれも令和4年4月1日時点の状況）。					
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
特別職の職員の給料月額については、平成23年以後、改定されないまま10年以上が経過しており、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、本則の月額を改定するとともに、本市の現在の財政状況等の諸事情を考慮して市長の現任期中の独自減額を行う必要がある。また、財政健全化推進等の観点から、市長の現任期に係る退職手当を不支給とする必要がある。	独自の給料月額減額措置及び市長の退職手当不支給措置により人件費の抑制を図り、歳出削減効果を見込むことができる。					
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉					
令和4年11月29日、特別職の職員の給料月額について、市長から特別職報酬等審議会へ諮問し、同日、第1回会議が開催された。また、令和4年12月26日、第2回会議が開催され、令和5年1月26日、審議会から市長へ答申がなされた。	“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）	5 働くことと、家族や人生などとのバランスを大切にしている				
	○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称				
〈市民参加の状況〉		策定年度				
有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間				
	〈政策等の実施時期〉		令和5年4月1日又は公布の日から			
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
	総務部	人事課	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 新旧対照表等			

交野市特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第2号）新旧対照表

新	旧																		
附 則	附 則																		
<p><u>（令和5年4月1日から令和8年9月17日までの間における給料月額に関する特例）</u></p> <p><u>6 令和5年4月1日から令和8年9月17日（同日前に令和4年9月18日において市長の職にあつた者が退職した場合にあつては、その退職した日）までの間における職員の給料の月額は、第3条及び別表の規定にかかわらず、これらの規定による給料の月額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、第4条及び交野市特別職の職員の退職手当に関する条例の規定を適用する場合における給料の月額については、この限りでない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td style="text-align: center;">100分の70</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td style="text-align: center;">100分の80</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td style="text-align: right;">909,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td style="text-align: right;">788,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	割合	市長	100分の70	副市長	100分の80	職員	給料月額	市長	909,000円	副市長	788,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td style="text-align: right;">742,500円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td style="text-align: right;">700,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	給料月額	市長	742,500円	副市長	700,000円
職員	割合																		
市長	100分の70																		
副市長	100分の80																		
職員	給料月額																		
市長	909,000円																		
副市長	788,000円																		
職員	給料月額																		
市長	742,500円																		
副市長	700,000円																		

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和32年条例第7号）新旧対照表

新	旧
<p>(給料)</p> <p>第2条 教育長の給料は、月額<u>702,000円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>(令和5年4月1日から令和8年9月17日までの間における給料月額に関する特例)</u></p> <p><u>6 令和5年4月1日から令和8年9月17日（同日前に令和4年9月18日において市長の職にあつた者が退職した場合にあつては、その退職した日）までの間における教育長の給料の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定による給料の月額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、第3条及び第8条の規定を適用する場合における給料の月額については、この限りでない。</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 教育長の給料は、月額<u>616,000円</u>とする。</p> <p>附 則</p>

交野市水道事業管理者の給与等に関する条例（昭和50年条例第23号）新旧対照表

新	旧
<p>(給料)</p> <p>第2条 管理者の給料は、月額<u>702,000円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>(令和5年4月1日から令和8年9月17日までの間における給料月額に関する特例)</u></p> <p><u>6 令和5年4月1日から令和8年9月17日（同日前に令和4年9月18日において市長の職にあつた者が退職した場合にあつては、その退職した日）までの間における管理者の給料の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定による給料の月額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、第3条及び第6条の規定を適用する場合における給料の月額については、この限りでない。</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 管理者の給料は、月額<u>616,000円</u>とする。</p> <p>附 則</p>

交野市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成9年条例第1号）新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p><u>（市長の退職手当の特例）</u></p> <p><u>4 令和4年9月18日において市長の職にあった者の同日を含む</u> <u>任期に係る退職手当は、第2条の規定にかかわらず、支給しない。</u></p>	<p>附 則</p>

議案第9号 交野市地域公共交通会議設置条例の制定について

議案書25P～27P

1. 条例制定の目的

道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、交野市地域公共交通会議を設置する。
(施行期日:令和5年4月1日)

2. 条例制定の主な内容

会議の組織構成(第3条関係)

委員は20人以内をもって組織するものとし、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の3第1項及び第2項に掲げる者を委嘱

(1)第1項に掲げる者 市長村長、一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体、住民、地方運輸局長、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(2)第2項に掲げる者 道路管理者、都道府県警察、学識経験を有する者、その他必要と認める者

3. 交野市地域公共交通検討委員会条例の廃止

「交野市における今後の公共公通(鉄道を除く。)のあり方」を取りまとめた交野市地域公共交通検討委員会については、一定役割を終えたものとし、廃止する。

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年3月定例会

政策等情報の説明資料	議案の 件名	議案第9号 交野市地域公共交通会議設置条例の制定について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他()			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、交野市地域公共交通会議の設置に必要な事項を定めるもの。		道路運送法に基づく地域公共交通会議を設置している自治体は、北河内6市内、門真市、寝屋川市、四條畷市、大東市の4市。(枚方市においては任意の協議会を設置)					
		〈財源措置の状況〉(単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入)(単位:千円)					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
利用者数の減少だけではなく、運転手の高齢化等、路線バスを取り巻く環境は依然、厳しい状況にある中で、市として維持・継続に努めなければならない。その一方で、高齢者や障がい者等の外出支援のあり方について実証実験を踏まえた検討が求められている。		条例に基づく会議体を設置することで、バス停圏域を侵さない無料の福祉バスを運行することができるかどうかの実証実験が行える。 会議体の構成メンバーとして学識経験者等を委員委嘱するため、委員報酬が発生する。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
令和4年11月15日に開催された経営会議において、法で定められる会議体を立ち上げ、試行的に走らせる福祉バスの運行経路等の確認等を行うことが決定された。		“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)	61 交通が便利でどこへでも気軽に出かけている 71 いろんな人が知恵を出し合って、新しいことが生まれる 72 いろんな人や事業、活動がまちの魅力向上に一役買っている				
〈市民参加の状況〉		○その他の計画(該当する場合のみ)					
		計画名称	交野市における今後の公共交通(鉄道を除く。)のあり方				
		策定年度	平成31年4月				
有・ <input checked="" type="checkbox"/> (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)		計画期間					
〈政策等の実施時期〉		令和5年4月1日					
担当部局		担当課		添付資料(有の場合は、その名称)			
都市計画部		都市計画課		<input checked="" type="checkbox"/> 無 条例概要			

議案第10号 交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案書29P～31P

1. 条例改正の目的

「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童福祉施設等の運営に関する基準において、「児童の安全確保」に関するものについては、国が定める基準に従うこととする改正が行われた。

この法改正を受け、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が施行されたため、本市においても条例の改正を行い、児童の安全確保の強化を図る。

(施行期日：令和5年4月1日)

2. 条例改正の内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」の施行に伴い、条例に以下4点を規定する。

項目	概要
安全計画の策定等 (第6条の2)	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全計画を策定し、これに従い必要な措置を講じなければならない 2 職員に対して周知するとともに、研修及び訓練を実施しなければならない 3 保護者に対して取組内容等について周知しなければならない 4 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う <p>※1～3については、令和6年3月31日までの間、努力義務とする経過措置を規定</p>
自動車を運行する場合の所在の確認 (第6条の3)	<p>自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に利用者の所在を確認しなければならない</p>
業務継続計画の策定等 (第12条の2)	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務継続計画を策定し、これに従い必要な措置を講じなければならない 2 職員に対して周知するとともに、研修及び訓練を実施しなければならない 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う
衛生管理等 (第13条第2項)	<p>職員に対して、感染及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない</p>

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年3月定例会

議案の 件名	議案第10号 交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
放課後児童健全育成事業において、児童の安全確保の強化を図るため、安全計画の策定等の事項を条例に規定するもの。		他市も同様の改正が行われる。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童福祉施設等の運営に関する基準において、「児童の安全確保」に関するものについては、国が定める基準に従うこととする改正が行われた。 この法改正を受け、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が施行されたため、本市においても条例の改正を行い、児童の安全確保の強化を図る。		条例改正により、安全計画内容の職員間の共有や体制確保、定期的な訓練や研修、保護者への説明の実施などにより、その実効性の確保が見込まれる。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
令和5年1月20日 教育委員会定例会に当該条例改正案を諮った。		“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）		12 安心して子どもを生み育てることができる 16 病気になるよう予防や衛生環境に気をつけている 66 災害や事故、急病時の迅速、適切な対応に備えている			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称					
〈市民参加の状況〉		策定年度					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間					
		〈政策等の実施時期〉		令和5年4月1日			
		担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）	
		生涯学習推進部		青少年育成課		<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（条例新旧対照表他）	

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を</u></p>	<p>（新設）</p>

新	旧
<p><u>確認しなければならない。</u> <u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第12条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u> (衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる</u> <u>よう努めなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>

議案第11号 交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案書33P~35P

1. 条例改正の目的

- ①「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童福祉施設等の運営に関する基準において、「児童の安全確保」に関するものについては、国が定める基準に従うこととする改正が行われた。この法改正を受け、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が施行されたことに伴い、本市においても同様の改正を行う。（施行期日：令和5年4月1日）
- ②「民法等の一部を改正する法律」により、児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のある、親権者の懲戒権に関する規定が「民法」及び「児童福祉法」から削除され、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が施行されたことに伴い、本市条例の改正を行う。（施行期日：公布の日）

2. 条例改正の主な内容

項目	改正内容
安全計画の策定等 (第7条の2)	<ul style="list-style-type: none"> 1 安全計画を策定し、これに従い必要な措置を講じなければならない 2 職員に対して周知するとともに、研修及び訓練を実施しなければならない 3 保護者に対して取組内容等について周知しなければならない 4 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う
自動車を行う場合の所在の確認 (第7条の3)	<ul style="list-style-type: none"> 1 自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に園児の所在を確認しなければならない 2 自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備えなければならない <p>※2については、令和6年3月31日までの間、代替措置を可とする経過措置を規定</p>
懲戒に係る権限の濫用禁止 (第13条)	削除

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

条例改正の説明資料

令和5年3月定例会

<p>議案の 件名</p>	<p>議案第11号 交野市家庭的保育事業等設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p>	<p>政策等 の区分</p>	<p>計画・事業・条例 その他（ ）</p>		
<p>〈政策等の概要〉</p>		<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p>			
<p>児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもの。</p>		<p>他市（近隣市）におきましても、同様の改正が実施される予定。</p>			
		<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p>			
		<p>総事業費</p>	<p>国庫支出金</p>	<p>府支出金</p>	<p>市債</p>
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p>		<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>			
<p>保育所の送迎バスに子どもが置き去りにされるなど、保育所等における重大事故が繰り返し発生する中、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正」が行われ「園児の安全の確保」「園児の所在確認」「送迎バスへの安全装置の装備」に関する規定が追加された。 また、児童虐待の防止を図る観点から、民法改正により、懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、本市条例の改正を行う。</p>					
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p>		<p>〈総合計画等の整合〉</p>			
<p>国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児の安全の確保に関して、令和4年11月30日公布 ・懲戒権に関する規定の削除に関して、令和4年12月16日公布 ・園児の所在確認及び送迎バスへの安全装置の装備に関して、令和4年12月28日公布 		<p>“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）</p>	<p>12 安心して子どもを生み育てることができる 14 福祉施設や専門の支援によって、暮らしが支えられている 18 子どもたちの未来に明るい希望がある</p>		
		<p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p>			
		<p>計画名称</p>			
<p>〈市民参加の状況〉</p>		<p>策定年度</p>			
<p>有 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>		<p>計画期間</p>			
<p>〈政策等の実施時期〉</p>		<p>令和5年4月1日（一部公布の日から施行）</p>			
<p>担当部局</p>	<p>健やか部</p>	<p>担当課</p>	<p>こども園課</p>	<p>添付資料（有の場合は、その名称）</p>	
		<p>有 無 新旧対照表等</p>			

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）新旧対照表

新	旧
<p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p><u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p> <p><u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利</u></p>	<p>（新設）</p>

新	旧
<p><u>用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り</u>、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。_____</p> <p>_____</p> <p>第13条 削除</p>	<p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは_____、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p><u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u></p> <p>第13条 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

新	旧
<p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u></p> <hr/> <p>よう努めなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>

議案第12号 交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について

議案書37P～38P

1. 条例改正の目的

「民法等の一部を改正する法律」により、児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のある、親権者の懲戒権に関する規定が「民法」及び「児童福祉法」から削除され、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」についても同様の改正が行われたことから、本市においても同様の改正を行う。

2. 条例改正の内容

項目	改正内容
懲戒に係る権限の濫用禁止 第26条	削除

3. 施行期日

公布の日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

条例改正の説明資料

令和5年3月定例会

議案の 件名	議案第12号 交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）		
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉			
子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるもの。		他市（近隣市）におきましても、同様の改正が実施される予定。			
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）			
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉			
「民法等の一部を改正する法律」により、児童虐待の防止を図る観点から、「民法」及び「児童福祉法」における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」についても同様の改正が行われたことから、本市においても同様の改正を行う。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉			
国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令について、民法改正に伴い、懲戒権に関する規定の削除に関して、令和4年12月16日公布（同日施行）。		“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）		12 安心して子どもを生み育てることができる 14 福祉施設や専門の支援によって、暮らしが支えられている 18 子どもたちの未来に明るい希望がある	
		○その他の計画（該当する場合のみ）			
		計画名称			
〈市民参加の状況〉		策定年度			
有 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間			
		〈政策等の実施時期〉		公布の日	
		担当部局		添付資料（有の場合は、その名称）	
		健やか部	こども園課	有 無 新旧対照表等	

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）新旧対照表

新	旧
<p><u>第26条 削除</u></p>	<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> <u>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

議案第13号 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び交野市こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案書39P～40P

1. 改正する条例

- ・ 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（第1条関係）
- ・ 交野市こどもの医療費の助成に関する条例（第2条関係）

2. 条例改正の目的

大阪府市町村ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱及び大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱について、各医療費助成事業の補助対象となる助成対象者を変更する内容の一部改正が令和5年4月1日に施行されることに伴い、交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び交野市こどもの医療費の助成に関する条例において所要の改正を行うもの。

（施行期日：令和5年4月1日）

3. 条例改正の内容

生活保護法による被保護者に関し、これまで大阪府の各医療費助成事業において助成の対象外として位置づけられていた保護停止中の者を、ひとり親家庭及びこどもの医療費の助成対象とするよう改正を行うもの。

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年3月定例会

議案の 件名	議案第13号 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び交野市こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
18歳に到達した年度末までの児童のいるひとり親家庭及び同対象年齢の児童に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定及びこどもの健全な育成を図ることを目的とする。		大阪府の各医療費助成事業費補助金交付要綱の見直しに伴うもので、大阪府下の全市町村が改正を予定。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
大阪府市町村ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱及び大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱が、令和5年4月1日から一部改正されることに伴い、交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び交野市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正が必要となり、所要の整備を行うもの。		大阪府の各医療費助成事業費補助金交付要綱において対象外とされていた「生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（停止中の者を含む）」が、府要綱の改正により「医療扶助を現に受けていない生活保護停止中の者」を令和5年4月1日から府の助成対象とし、対象が拡充されることに伴い、見直しを行うもの。 改正後、府の補助対象となり、助成対象者の医療保険の自己負担相当額の一部を助成することにより受診を容易にし、健康の保持増進を図る。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
大阪府市町村ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱及び大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱が令和5年4月1日から施行される。		“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)		12 安心して子どもを産み育てることができる 18 子どもたちの未来に明るい希望がある 19 困ったときなんでも気軽に相談できるところがある			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称		第2期交野市子ども・子育て支援事業計画			
		策定年度		令和2年3月			
〈市民参加の状況〉		計画期間					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		令和2年度から令和6年度					
		〈政策等の実施時期〉			令和5年4月1日		
		担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）	
		健やか部		子育て支援課		<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 新旧対照表等	

(第1条関係) 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第22号)新旧対照表

新	旧
<p>(対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による<u>被保護者(その保護を停止されている者を除く。)</u>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による<u>保護を受けている者</u>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

(第2条関係) 交野市こどもの医療費の助成に関する条例(平成5年条例第23号)新旧対照表

新	旧
<p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の助成を受けることができない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者 <u>(その保護を停止されている者を除く。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の助成を受けることができない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

議案第14号 交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案書41P～42P

1. 条例改正の目的

大阪府市町村重度障がい者医療費助成事業費補助金交付要綱について、重度障がい者医療費助成の対象者の変更を内容とする一部改正が令和5年4月1日に施行されることに伴い、交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例において所要の改正を行うもの。
(施行期日：令和5年4月1日)

2. 条例改正の内容

生活保護法による被保護者に関し、これまで大阪府の医療費助成事業において重度障がい者医療費の助成の対象外として位置づけられていた保護停止中の者を、重度障がい者の医療費の助成対象とするよう改正を行うもの。(第2条第2項第1号)

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年3月定例会

議案の 件名	議案第14号 交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
<p>重度心身障がい者に対して、医療費の一部を助成することにより、そのものの健康維持と生活の安定に寄与し、もって心身障がい者の福祉の向上を図る。</p>		大阪府の各医療費助成事業費補助金交付要綱の見直しに伴うもので、大阪府下全市町村が改正を予定。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
<p>大阪府市町村重度障がい者医療費助成事業費補助金交付要綱が、令和5年4月1日から一部改正されるに伴い、交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部改正が必要となり、所要の整備を行うもの。</p>		<p>大阪府の各医療費助成事業費補助金交付要綱において対象外とされていた「生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（停止中の者を含む）」が、府要綱の改正により「医療扶助を現に受けていない生活保護停止中の者」を令和5年4月1日から府の助成対象とし、対象が拡充されることに伴い、見直しを行うもの。</p> <p>改正後の助成対象者の医療保険の自己負担相当額の一部を助成することにより受診を容易にし、健康の保持増進を図る。</p>					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
<p>大阪府市町村重度障がい者医療費助成事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱が令和5年4月1日から施行される。</p>		“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）		<p>13 住み慣れた家で暮らし続けることができる</p> <p>14 福祉施設や専門の支援によって、暮らしが支えられている</p> <p>17 かかりつけのお医者さんなど身近な医療機関があり、安心できる</p>			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称	交野市第4次障がい者（児）福祉長期計画				
〈市民参加の状況〉		策定年度	令和3年3月				
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間	令和3年度から令和8年度				
		〈政策等の実施時期〉		令和5年4月1日			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		福祉部	障がい福祉課	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 新旧対照表等			

交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第39号）新旧対照表

新	旧
<p>(対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 対象者のうち、次の各号の一に該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による<u>被保護者（その保護を停止されている者を除く。）</u>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 対象者のうち、次の各号の一に該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による<u>被保護者</u>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

議案第15号 交野市ESCO事業者選定審査委員会条例の制定について

議案書43P～45P

1. 条例制定の目的

ESCO事業者を選定するにあたり、より効率的、効果的な事業を実施するため、学識経験を有する者等で組織する審査委員会を設置し、事業者の選定に係る審査基準及び提案内容等について審議等するため条例を制定する。（施行期日：令和5年4月1日）

2. 条例制定の主な内容

審査委員会	審査委員会の役割
所掌事務（第2条）	(1)事業者の選定に係る審査基準に関すること。 (2)事業者の選定に係る提案内容等の評価に関すること。 (3)前2号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し委員会が必要と認める事項
組織（第3条）	委員会は5人以内で組織 (1) 学識経験者 (2) 会計及び経理業務に関し知識又は経験を有する者 (3) 市及び関係行政機関の職員

3. 関連Webサイト：https://www.pref.osaka.lg.jp/koken_setsubi/esco/ 【大阪府のESCO事業】

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年3月定例会

<p>議案の 件名</p>	<p>議案第15号 交野市ESCO事業者選定審査委員会条例の制定について</p>	<p>政策等 の区分</p>	<p>計画 ・ 事業 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）</p>			
<p>〈政策等の概要〉</p>		<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p>				
<p>地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、ESCO事業の実施にあたり、事業者の審査基準や提案内容について調査審議する機関を設けたいため、交野市ESCO事業者選定審査委員会を設置する。</p>		<p>府、近隣市等においても、ESCO事業者を選定するに当たっては、条例による附属機関としての設置が見られる。</p>				
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p>		<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>				
<p>ESCO事業者を選定するにあたり、より効率的、効果的な事業を実施するため、学識経験を有する者等で組織する審査委員会を設置し、事業者の選定に係る審査基準及びESCO事業者の提案内容等を調査審議する。</p>		<p>交野市立総合体育施設の設備更新含む改修をESCO事業で実施することにより、省エネルギーに係る全てのサービス（診断、設計、施工、運転・維持管理等）を包括的に受けることで、省エネルギー効果を担保できる。</p>				
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p>		<p>〈総合計画等の整合〉</p>				
<p>令和4年7月に交野市立総合体育施設ESCO事業可能性調査業務委託を実施し、ESCO事業が可能で、一定のエネルギー削減効果が認められるとの報告がなされた。</p>		<p>“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)</p>		<p>26 いつでも身近なところで学びや活動、体験ができる 65 地球の温暖化に気を配り環境にやさしい配慮をしている 81 公共の施設がいろいろな市民の活動に利用されている</p>		
<p>〈市民参加の状況〉</p>		<p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p>				
<p>有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>		<p>計画名称</p>		<p></p>		
<p></p>		<p>策定年度</p>		<p></p>		
<p></p>		<p>計画期間</p>		<p></p>		
<p></p>		<p>〈政策等の実施時期〉</p>		<p>令和5年4月1日</p>		
<p></p>		<p>担当部局</p>	<p>担当課</p>	<p>添付資料（有の場合は、その名称）</p>		
<p></p>		<p>総務部</p>	<p>財産管理室</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 条例概要</p>		

議案第16号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案書47P～48P

1. 改正の目的

国民健康保険法施行令及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、出産育児一時金及び国民健康保険料軽減判定所得基準が改正されることから、本市においても同様に改正を行う。

2. 条例の主な内容

① 出産育児一時金引き上げについて

【現行】	【改正後】
40.8万円	48.8万円 ※産科医療補償制度の加算対象となる出産にあっては、50万円

② 国民健康保険料軽減判定所得基準の見直しについて

軽減区分	所得基準額	
	【現行】	【改正後】
5割軽減	43万円 + 28.5万円 × 被保険者数及び特定同一世帯所属者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 29万円 × 被保険者数及び特定同一世帯所属者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	43万円 + 52万円 × 被保険者数及び特定同一世帯所属者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 53.5万円 × 被保険者数及び特定同一世帯所属者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

※ 特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度に移行した人で、移行後も継続して同一の国保世帯に属する人。

3. 施行日:令和5年4月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年3月定例会

議案の 件名	議案第16号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
本市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例に定める。		大阪府の各市町村は同様の改正を行う。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
		1,986,668	180	8,895		1,963,800	13,793
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 増大する医療費、少子高齢化、被保険者の低所得化などを背景に、平成27年5月27日「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度から国民健康保険の運営が都道府県単位化され、国民健康保険制度の安定を図ることとされたため、必要な改正を行う。 ・ 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、保険料の軽減措置について、対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げる。 ・ 出産一時金については、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」に基づき、厚生労働省からの事務連絡により、必要な改正を行う。 							
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
<p>令和5年2月1日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令公布</p> <p>令和5年2月1日 交野市国民健康保険運営協議会から保険料率等について答申</p>		“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)	<p>11. 困難を抱えている人をみんなで支えあっている</p> <p>12. 安心して子どもを生み育てることができる。</p> <p>16. 病気にならないよう予防や衛生環境に気をつけている</p>				
〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画名称					
		策定年度					
		計画期間					
		〈政策等の実施時期〉		令和5年4月1日			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		市民部	医療保険課	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 新旧対照表等			

交野市国民健康保険条例（昭和55年条例第32号）新旧対照表

新	旧
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>488,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を超えない額を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に該当する納入義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第16条の5の額を超える場合には、第16条の5の額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納入義務が発生した場合にはその発生</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を超えない額を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に該当する納入義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第16条の5の額を超える場合には、第16条の5の額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納入義務が発生した場合にはその発生</p>

新	旧
<p>した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納入義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> <p>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数に乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>535,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納入義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納入義務者であつて前2号に該当する者以外の者</p> <p>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分</p>	<p>した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納入義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> <p>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数に乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>520,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納入義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納入義務者であつて前2号に該当する者以外の者</p> <p>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分</p>

新	旧
<p>の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2～4 (略)</p>

議案第17号 交野市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案書49P~51P

1. 条例改正の目的

歩行者・自転車・自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備が必要であるが用地上の制約から自転車道の整備は進んでいないため、平成31年4月25日に施行された道路構造令の改正に準じて、「自転車通行帯」についての規定を新たに設けることにより、新たに整備する道路における「自転車通行帯」の設置の推進を図る。

(施行期日：公布の日)

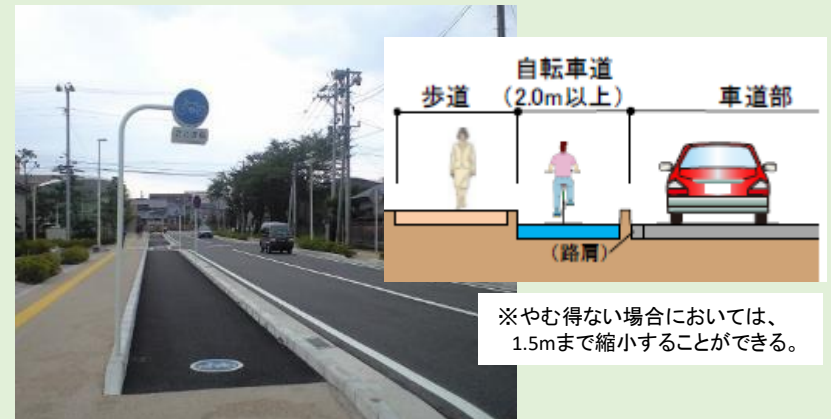
2. 条例改正の内容（概要）

歩行者・自動車から自転車の通行を分離する必要がある場合には、自転車通行帯を設置。ただし、自動車との関係で自転車の安全性を確保する必要がある設計速度60km/h以上の道路には、引き続き、車道との間を工作物により分離した自転車道を設置。

自転車通行帯（新たに規定）



自転車道



3. 効果 用地確保の観点から自転車道の整備が困難であった道路においても、幅員がより狭くて済む自転車通行帯という選択肢が増えることで、自転車通行空間の整備の可能性が拡大

4. 参考アドレス <https://www.mlit.go.jp/road/road/bicycle/pdf/004.pdf> 【国土交通省】

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年3月定例会

政策等情報の説明資料	議案の 件名	議案第17号 交野市が管理する道路の構造の技術的基準を 定める条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
道路法第30条第3項の規定に基づき、市が管理する道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準に関し必要な事項を定めるもの。		他の自治体についても、道路構造令の改正に伴う条例改正を同様に行っている。（大阪府下市町村の約半数が条例改正済。）					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
歩行者・自転車・自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備が必要であるが用地上の制約から自転車道の整備は進んでいないため、幅員がより狭くてすむ「自転車通行帯」についての規定を新たに設けることにより、新たに整備する道路における「自転車通行帯」の推進を図る。							
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
「交野市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例」の基準としている「道路構造令」が、平成31年4月25日に改正された。星田北・星田駅北地区土地区画整理事業において、矢羽根の整備が計画されている。		“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）		48 道路や公園など生活環境がきれいに保たれている 62 安心して歩くことができる環境がある 67 火災や事故、犯罪が少なく安心である			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称					
〈市民参加の状況〉		策定年度					
有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間					
〈政策等の実施時期〉			公布の日				
担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）			
都市整備部		道路河川課		有 ・無（新旧対照表等）			

交野市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第17号）新旧対照表

新	旧
<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他市長が別に定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に狭窄部<small>さく</small>を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(車線の分離等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、<u>令第42条第1項において準用する</u>令第12条の建築限界を勘</p>	<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道(副道、停車帯_____その他市長が別に定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道_____の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に狭窄部<small>さく</small>を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(車線の分離等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、_____令第12条の建築限界を勘</p>

新	旧
<p>案して定めるものとする。</p> <p>(副道)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(自転車通行帯)</p> <p><u>第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</u></p> <p><u>4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p>	<p>案して定めるものとする。</p> <p>(副道)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 副道_____の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p>

新	旧
<p>(自転車道)</p> <p>第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、<u>令第42条第1項において準用する</u>令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(自転車道)</p> <p>第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種_____又は第4種の道路_____には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路_____ (前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、_____令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>5 (略)</p>
<p>(自転車歩行者道)</p> <p>第9条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の</p>	<p>(自転車歩行者道)</p> <p>第9条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道_____を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の</p>

新	旧
<p>理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(歩道)</p> <p>第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(曲線部の片勾配)</p> <p>第16条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第3種の道路で自転車道又は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。)を設けないものにあつては、6パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。</p> <p>(略)</p>	<p>理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(歩道)</p> <p>第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道_____を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(曲線部の片勾配)</p> <p>第16条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第3種の道路で自転車道等_____を設けないものにあつては、6パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>(待避所)</p> <p>第30条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道<u>(自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、5メートル以上とすること。</p> <p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条、<u>第7条の2第3項</u>、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第15条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第6条第2項、第7条、<u>第7条の2第3項</u>、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、</p>	<p>(待避所)</p> <p>第30条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道_____の幅員は、5メートル以上とすること。</p> <p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条_____、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第15条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第6条第2項、第7条_____、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、</p>

新	旧
<p>第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第19条第1項、第21条第2項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並びに第41条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、<u>令第42条第1項において準用する</u>令第39条第4項に定める自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第38条まで及び前条第1項並びに<u>令第42条第1項において準用する</u>令第4条、第12条及び第35条第2項から第4項までの規定(自転車歩行者専用道路にあつては、第11条を除く。)は、適用しない。</p> <p>(歩行者専用道路)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者</p>	<p>第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第19条第1項、第21条第2項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並びに第41条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、_____令第39条第4項に定める自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第38条まで及び前条第1項_____の</p> <p>_____の規定(自転車歩行者専用道路にあつては、第11条を除く。)は、適用しない。</p> <p>(歩行者専用道路)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者</p>

新	旧
<p>専用道路の幅員は、<u>令第42条第1項において準用する令第40条第3項に定める歩行者専用道路の建築限界を勘案して定めるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 歩行者専用道路については、第3条から第10条まで、第12条から第38条まで及び第39条第1項<u>並びに令第42条第1項において準用する令第4条、第12条及び第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。</u></p>	<p>専用道路の幅員は、_____令第40条第3項に定める歩行者専用道路の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 歩行者専用道路については、第3条から第10条まで、第12条から第38条まで及び第39条第1項_____の規定は、適用しない。</p>

議案第18号 工事請負変更契約の締結について(星田駅前線道路新設改良工事)

議案書53P

1. 工事名称：星田駅前線道路新設改良工事
2. 施工場所：枚方市高田1丁目地内
3. 契約日：

(当 初)	令和3年 9月 8日	}	※工期のみ変更
(第1回変更)	令和4年 3月17日		
(第2回変更)	令和4年 3月31日		
(第3回変更)	令和4年12月21日		
(第4回変更)	令和5年 1月24日		※仮契約締結
4. 工 期：

(当 初)	令和3年10月2日～令和4年 3月18日
(第1回変更)	令和3年10月2日～令和4年 3月31日
(第2回変更)	令和3年10月2日～令和4年12月28日
(第3回変更)	令和3年10月2日～令和5年 3月31日
5. 契約金額：(変更前) 179,531,000円(消費税額含む)
 (変更後) 233,314,400円(消費税額含む)
6. 変更に伴う増額：53,783,400円 増額(消費税額含む)
7. 契約の相手方： 交野市私部5丁目23番15号
 株式会社 西工務店 代表取締役 西 政樹
8. 変更契約の概要：新設道路の接続先となる府道の一部改良を実施するにあたって、大阪府等関係機関との協議を行った結果、舗装復旧範囲の拡大や横断防止柵等の交通安全施設の設置など、当初見込まれなかった追加工事が発生し、これらを含めた工事費が増額となったことから変更契約を行うもの。

議案第19号 令和4年度交野市一般会計補正予算(第9号)について

1. 補正予算概要

地方財政法に基づく前年度決算剰余金の積立て及び土地開発公社の計画的な簿価縮減に係る買戻し、その他一般会計補正予算(第8号)編成後の情勢の変化等に対応するため、地方債及び一般財源により、所要の経費について補正を行うもの。

2. 補正予算内容

- ・歳入歳出それぞれ834,099千円の増
(補正後の予算総額 歳入歳出それぞれ31,965,168千円)
- ・繰越明許費の追加(3件)
- ・地方債の変更及び追加(各1件)

3. 補正予算の財源

- | | |
|------------|-----------|
| ・地方債 | 400,200千円 |
| ・一般財源(繰越金) | 225,503千円 |
| ・一般財源(その他) | 208,396千円 |

議案第19号 令和4年度一般会計補正予算(第9号)について

1. 事業名称

財政調整基金への積立て

2. 事業概要

地方財政法第7条の規定に基づき積み立てなければならない、令和3年度の実質収支（決算剰余金）の2分の1に相当する額及び、当初見込みを上回るふるさと納税額について、積立金の予算措置を行うもの。

3. 歳出関係（予算書14ページ）

227,503千円

内訳	予算額
積立金	227,503千円

4. 歳入関係（予算書13ページ）

227,503千円

内訳	予算額
繰越金（一般財源）	225,503千円
寄附金（一般財源）	2,000千円

（積算根拠）

令和3年度実質収支451,006千円×1/2=225,503千円

ふるさと納税 用途指定無し（財政調整基金）分 当初想定6,000千円 歳入歳出当初予算措置済

令和4年度受納見込み額 約8,000千円のため、差引2,000千円分を補正

議案第19号 令和4年度一般会計補正予算(第9号)について

1. 補正内容

退職者の増加に係る退職手当の増額

2. 概要

当初予算で予定していなかった退職者6名（特別職1名・一般職5名）の退職手当に係る予算を増額補正するもの。

3. 歳出関係（予算書14ページ）

費 目	職員手当(退職)
一般管理費(特別職)	6,650千円
一般管理費(一般職)	51,412千円
合 計	58,062千円

議案第19号 令和4年度一般会計補正予算(第9号)について

1. 事業名称

介護保険特別会計繰出金

2. 事業概要

介護保険特別会計において介護給付費を増額補正することに伴い、一般会計が負担すべき金額を合わせて増額補正するもの。

3. 歳出関係 (予算書14ページ)

内訳	予算額
繰出金	3,125千円

(積算根拠)

介護特会 給付費補正額25,000千円×12.5%=3,125千円

議案第19号 令和4年度一般会計補正予算(第9号)について

1. 事業名称

土地開発公社経営健全化事業（土地開発公社用地の買戻し）

2. 事業概要

土地開発公社用地について、計画的な簿価の縮減を進めるため買戻しを行うもの。大阪府の貸付金を活用するとともに、売却を想定する用地については一般財源での買戻しを行う。

3. 歳出関係（予算書14ページ）

545,409千円

内訳	予算額
公有財産購入費	545,409千円

4. 歳入関係（予算書7、13ページ）

400,000千円

内訳	予算額
土地開発公社健全化債 (大阪府市町村整備資金貸付金)	400,000千円

5. 対象用地の内訳

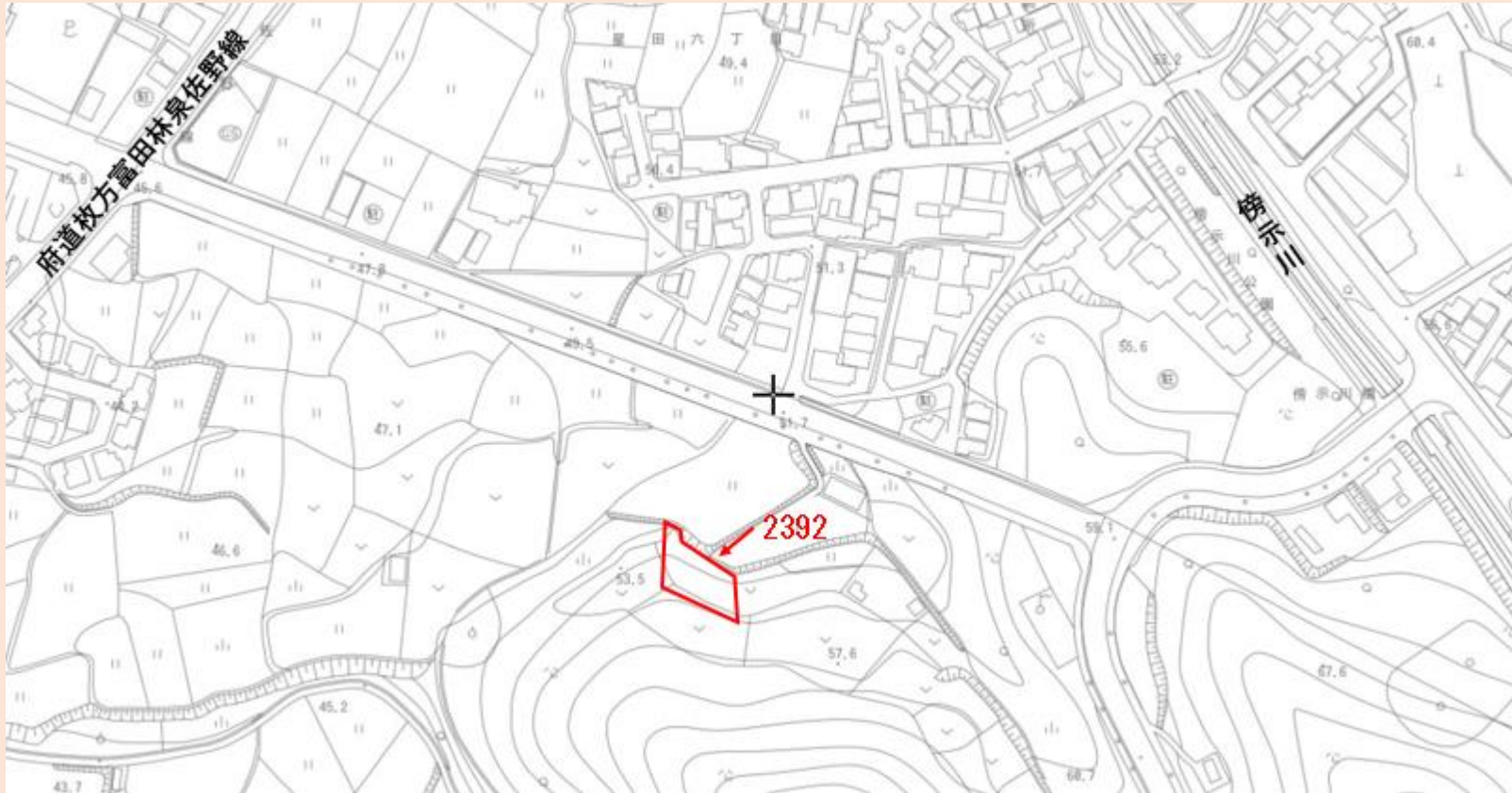
(単位：千円(金額)、㎡(面積))

	地番等	事業費	利息	事務費	合計	面積	取得年月
1	星田西1丁目2392番	101,465	76,701	3,044	181,210	674.00	H2.4
2	星田1丁目4936番3	98,136	51,615	2,944	152,695	268.36	H4.5
3	私市山手2丁目337番241他2筆	49,337	27,800	1,480	78,617	139.10	H3.9
4	星田山手4丁目2247番375	83,065	47,330	2,492	132,887	165.09	H3.11

議案第19号 令和4年度一般会計補正予算(第9号)について

6. 位置図

1 星田西1丁目2392番 674.00m²



議案第19号 令和4年度一般会計補正予算(第9号)について

2 星田1丁目4936番3 268.36㎡



議案第19号 令和4年度一般会計補正予算(第9号)について

3 私市山手2丁目337番241及び242
大字私市2392番28 計 139.10㎡



議案第19号 令和4年度一般会計補正予算(第9号)について

4 星田山手4丁目2247番375 165.09㎡



※当該用地については売却を想定しているため、一般財源による買戻し。
売却による収入は1,400万円程度を見込んでいる。

議案第19号 令和4年度一般会計補正予算(第9号)について

1. 事業名称

水利施設等改修事業債

2. 事業概要

地域が行うため池改修事業に関し、市及び大阪府が補助金を支出する事業（農政課所管）について、財源として地方交付税措置のある地方債が活用できることとなったため、予算化を行うもの。

3. 歳入関係（予算書8、13ページ）

内訳	予算額
水利施設等改修事業債	200千円

（積算根拠）

改修事業費1,800千円×市補助率15%=270千円（市負担額）

緊急自然災害防止事業債（充当率100%、元利償還金の70%が地方交付税措置）
270千円×100%→200千円（10万円未満切捨）

※事業費（補助金）は既定予算であり一般財源との財源組換えのみ行う。

議案第19号 令和4年度交野市一般会計補正予算(第9号)について

1. 事業名称

繰越明許費の設定（大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙）

2. 事業概要

令和5年3月23日告示、4月9日執行予定の大阪府知事選挙及び令和5年3月31日告示、4月9日執行予定の大阪府議会議員選挙の執行

3. 繰越明許費の額等（予算書6ページ）

（款）総務費 （項）選挙費

24,567千円

4. 繰越理由

大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙については、告示日は令和4年度であり、選挙期日が令和5年度であり選挙事務執行にかかる経費は令和4年度と令和5年度の2カ年度に渡ることから令和5年度に執行するものの執行経費を確保するため。

議案第19号 令和4年度一般会計補正予算(第9号)について

1. 事業名称

繰越明許費の設定（私部4丁目地内市管理道路擁壁補修工事）

2. 事業概要

京阪電気鉄道沿いの市管理道路において、道路擁壁の老朽化によって路肩が崩落する可能性があるため、補修工事を行う。

3. 繰越明許費の額等

（予算書6ページ）

（款）土木費 （項）道路橋梁費
13,090千円

4. 繰越理由

本工事の道路擁壁を施行するにあたり、軌道敷きが隣接するため、京阪電気鉄道株式会社と仮設防護柵について協議した結果、鉄道事業者側による対策が必要となり、手続きや調整に時間がかかることから、年度内の工期では、施工困難なため。



議案第19号 令和4年度一般会計補正予算(第9号)について

1. 事業名称

繰越明許費の設定（星田エリア全体事業）

2. 事業概要

星田エリアにおける行政・地元の共通課題である急傾斜地対策及び地域の課題であるため池の活用等の検討について、個々の事業として取り組むのではなく、パッケージ化による共同事業として、課題解決に向けた事業を実施するための調査測量設計等の業務を行うものである。

3. 繰越明許費の額等（予算書6ページ）

（款）土木費 （項）都市計画費

16,900千円

4. 繰越理由

本業務で実施した境界確定業務において、関係者との協議調整に時間を要した。

また、急傾斜地対策工事の実施設計を行うにあたり、国定公園及び砂防指定に係る大阪府関係部局との協議調整に時間を要した。

このことから、本年度実施予定の事業者公募支援に係る業務の完了が見込めないため、予算繰越するものである。

議案第20号 令和4年度交野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

1. 補正内容

交野市国民健康保険財政調整基金への積み立て

2. 概要

令和3年度交野市国民健康保険特別会計の決算において、180,871千円の黒字となっていることから、約1/2にあたる額を、財政調整基金へ積み立てるもの。

3. 歳出関係 (予算書12ページ)

4. 歳入関係 (予算書11ページ)

内訳	予算額
財政調整基金積立金	91,000千円

内訳	予算額
前年度繰越金	91,000千円

議案第21号 令和4年度交野市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

1. 補正予算概要

介護保険制度の適正な運用を図るため、必要となる介護給付費の予算確保、また、介護給付費準備基金への積立てを行うための、必要な財源を確保するため、国・府支出金等及び一般財源により、所要の経費について補正を行うもの

2. 補正内容

歳入歳出それぞれ134,721千円の増
(補正後の予算総額 歳入歳出それぞれ6,490,423千円)

3. 補正予算の財源

・国庫負担金	5,000千円
・支払基金	6,750千円
・府負担金	4,375千円
・一般会計繰入金	3,125千円
・一般財源(介護給付費準備基金繰入金)	5,750千円
・一般財源(前年度繰越金)	109,721千円

議案第21号 令和4年度交野市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

1. 事業名称

施設介護サービス等給付事業

2. 事業概要

介護保険施設等に入居する高齢者が必要とする施設介護サービスに係る給付費について、予算に不足が生じたため補正予算にて財源確保を行うもの

3. 歳出関係 (予算書13ページ)

25,000千円

内訳	予算額
施設介護サービス等給付費	25,000千円

4. 歳入関係 (予算書11ページ)

25,000千円

内訳		予算額
国庫負担金	介護給付費負担金	5,000千円
支払基金	介護給付費交付金	6,750千円
府負担金	介護給付費負担金	4,375千円
繰入金	一般会計繰入金	3,125千円
	介護給付費準備基金繰入金	5,750千円
合 計		25,000千円

議案第21号 令和4年度交野市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

1. 事業名称

介護給付費準備基金積立

2. 事業概要

前年度繰越金額を介護給付費準備基金に積立てを行い、介護給付費の急増等不測の事態に備えることにより、介護保険事業の安定的な運営を行うもの

3. 歳出関係（予算書13ページ）

109,721千円

事項	予算額
介護給付費準備基金積立金	109,721千円

4. 歳入関係（予算書12ページ）

109,721千円

事項	予算額
前年度繰越金	109,721千円

議案第22号 令和4年度交野市水道事業会計補正予算(第3号)について

1. 事業名称

継続事業の事業費及び年割額の補正

2. 事業概要

低区配水池送水管更新工事（継続事業）について、事業の進捗状況より、事業費及び企業債の減額並びに継続費の年割額を補正するもの。

3. 支出関係（予算書3、4ページ）

△180,498千円

内訳	予算額
収益的支出	
水道事業費用 営業外費用	19,502千円
消費税及び地方消費税	
資本的支出	
資本的支出 建設改良費	△200,000千円
設備改良費	

4. 収入関係（予算書4ページ）

△160,000千円

内訳	予算額
資本的収入	
資本的収入 企業債	△160,000千円
企業債	

議案第22号 令和4年度交野市水道事業会計補正予算(第3号)について

5. 継続費関係

事業名	補正前			補正後		
	総額（千円）	年度	年割額（千円）	総額（千円）	年度	年割額（千円）
低区配水池送水管更新工事	1,646,000	4	200,000	1,646,000	4	0
		5	353,300		5	553,300
		6	466,600		6	466,600
		7	435,300		7	435,300
		8	190,800		8	190,800

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 予算編成について

第5次交野市総合計画基本構想に掲げる「懐かしさと新しさが交わるみんなのところが和（なご）むまちかたの」の実現のため、基本構想に掲げる5つの「まちづくりの目標」を達成すべく当初予算を編成する。

2. 当初予算内容

- ・ 予算総額は歳入歳出それぞれ30,663,631千円
- ・ 繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用に係る規定についてそれぞれ定める
- ・ 予算総額は、前年度比2,589,855千円の増で、継続費に基づく学校建設に係る費用、社会保障経費の増が主な要因

3. 当初予算の財源

- | | |
|----------|--------------|
| ・ 国、府支出金 | 8,136,907千円 |
| ・ 地方債 | 3,391,000千円 |
| ・ その他 | 1,495,411千円 |
| ・ 一般財源 | 17,640,313千円 |

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

4. 歳入予算について（主なもの）

- ・市税 9,915,586千円（前年度比398,887千円増）

市民税 86,095千円、固定資産税及び都市計画税計314,730千円の増

- ・地方消費税交付金 1,650,000千円（前年度比197,450千円増）

物価上昇や円安に伴う輸出入額への影響により、地方消費税総額が増加することによるもの

- ・地方交付税 4,030,000千円（前年度比170,000千円増）

地方財政計画による交付税総額の増及び基準財政需要額、収入額の増減影響を見込んだもの

- ・国庫支出金 5,721,664千円（前年度比211,880千円増）

交野みらい学園整備事業に係る国庫負担金見込額の増、ワクチン接種に係る負担金の減など

- ・繰入金 1,819,394千円（前年度比483,658千円増）

交野みらい学園整備等公共施設整備事業や土地開発公社健全化に係る一般財源負担額の増によるもの。財政調整基金 98,000千円、公債費管理基金170,000千円、公共施設等整備基金216,000千円のそれぞれ増

- ・市債 3,575,000千円（前年度比1,065,284千円増）

交野みらい学園整備事業に係る市債発行額の増、地方財政計画による臨時財政対策債の減など

まちづくりの目標

みんなで子どもを育み、
子どもがのびのびと学ぶまち

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

認定こども園等施設整備事業

2. 事業概要

保育の量的確保を目的に「交野市第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき私立認定こども園2園の施設整備に対して補助を実施する。

3. 歳出関係（予算書90ページ）

387,774千円

内訳	予算額
私立認定こども園等施設整備補助金	387,774千円

4. 歳入関係（予算書30、41ページ）

379,888千円

内訳	予算額
保育所等整備交付金	344,688千円
民間保育施設等整備事業債	35,200千円

※積算根拠 （負担割合：国2/3、市1/12、事業者1/4）

（千円）

施設名等 （令和6年4月開設）	保育定員 （）内は増加人数	事業費	歳出額			事業者負担額
			合計	国負担額	市負担額	
第2きんもくせい保育園	72人(22人)	300,600	225,450	200,400	25,050	75,150
ほしだ幼稚園(認定こども園)	75人(75人)	216,432	162,324	144,288	18,036	54,108
合計	147人(97人)	517,032	387,774	344,688	43,086	129,258

※市負担額に対して市債を充当

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

交野市子ども・子育て支援事業計画策定

2. 事業概要

令和5年4月1日に施行される「こども基本法」等も踏まえ、次期交野市子ども・子育て支援事業計画策定等のための調査等を実施する。

3. 歳出関係（予算書12、89ページ）

7,540千円

内訳	予算額
計画策定委託料	7,540千円

債務負担行為により、2ヶ年総額11,500千円（令和6年度3,960千円）

※積算根拠

子ども・子育て支援事業ニーズ調査・子どもの貧困対策に関する調査委託料

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称 おりひめ出産・子育て応援事業

2. 事業概要 国が創設した「出産・子育て応援交付金」を活用し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実及び出産育児関連用品の購入費助成等の経済的支援(出産・子育て応援ギフト)の支給を実施する。

3. 歳出関係(予算書102、103ページ)

63,511千円

内訳	予算額	積算根拠
報酬	5,415千円	事務補助((1,037円×7.5時間×20日)+2,000円)×12ヶ月 助産師等(289,441円+4,200円)×12ヶ月
職員手当	1,072千円	期末手当(事務補助、助産師)
需用費	139千円	消耗品費 印刷トナー52,000円 用紙代等6,300円 消毒用品等 30,500円 印刷製本費 申請書送付用封筒(長3) 15円×1,000枚×1.1 ギフトカード送付用封筒(長3窓あき)25円×1,200枚×1.1
役務費	861千円	郵便料(申請書送付:後納) 104円×560人 (ギフトカード送付:本人限定受取)729円×1,100人
委託料	56,024千円	カード印刷 36円×1,100枚×1.1 配送料等 39,325円 出産応援ギフト 50,250円×560人 子育て応援ギフト 50,250円×540人 妊婦訪問 4,875円×130件 事務手数料 244円×130件

4. 歳入関係(予算書31、34ページ)

52,620千円

内訳	予算額
国庫支出金	41,736千円
府支出金	10,884千円

※補助率

伴走型支援(R5年4月～R5年9月) 国2/3 府1/6
(R5年10月～R6年3月) 国1/2 府1/4
出産・子育て応援ギフト 国2/3 府1/6

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

(仮称) 交野みらい学園整備事業

2. 事業概要

継続費に基づく(仮称)交野市立交野みらい学園の整備に伴う費用

3. 歳出関係(予算書141ページ)

3, 595, 864千円

内 訳	予 算 額
委託料	67, 853千円
工事請負費	3, 528, 011千円

4. 歳入関係(予算書30、31、41ページ)

3, 390, 465千円

内 訳	予 算 額
公立学校施設費 国庫負担金	566, 242千円
学校施設 環境改善交付金	5, 023千円
学校建設事業債	2, 819, 200千円

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

小中学校トイレ清掃業務

2. 事業概要

交野市立小中学校において、コロナ禍におけるウイルス蔓延防止目的で実施していた清掃委託について、衛生環境の改善・維持のため継続的に実施するもの。

3. 歳出関係（予算書144、148ページ）

40,000千円

内 訳	予 算 額
小中学校トイレ清掃業務委託	小学校 27,300千円 中学校 12,700千円

※積算根拠 建築保全業務積算基準に基づく実施設計による

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

通学路の安全対策に関する事業

2. 事業概要

全小学校区の通学路において、児童が安全安心に登下校をおこなえるよう、交通誘導員を配置する。

3. 歳出関係（予算書138、139ページ）

25,720千円

内訳	予算額
委託料	25,720千円

※積算根拠

通学路交通誘導員配置業務委託料

- ・交野みらい小学校区（開校準備事業） 9,200千円
- ・その他8校区 16,520千円

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

部活動指導員活用事業

2. 事業概要

中学校において、部活動の指導体制の充実及び部活動の質的向上を図るとともに、部活動顧問教員の長時間勤務等の負担を軽減する。

3. 歳出関係（予算書135～137ページ）

1,660千円

内訳	予算額
報酬	1,544千円
旅費	116千円

4. 歳入関係（予算書31、35ページ）

896千円

内訳	予算額
部活動指導員活用事業補助金(国)	448千円
部活動指導員活用事業補助金(府)	448千円

※積算根拠

報酬

・部活動指導員 386,000円×4人=1,544,000円

旅費（府内・府外）

・試合等出張旅費 29,000円×4人=116,000円

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

中学校給食の一部無償化

2. 事業概要

中学3年生の学校給食費を無償化し、保護者の負担軽減を図るもの。

3. 無償化に係る費用

対象生徒数633名 × 給食日数187回 × 給食費257円

= 30,421千円

4. 歳入関係（予算書39ページ）

無償化に係る費用を差し引いた後の予算額

内訳	予算額
学校給食費	261,622千円

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

放課後児童会のICT化

2. 事業概要

放課後児童会児童の登降会管理や連絡帳機能など利用者の利便性向上と、現場指導員の業務負担軽減のため、環境整備を行うもの

3. 歳出関係（予算書157ページ）

5,340千円

内訳	予算額
役務費	1,350千円
使用料及び賃借料	1,365千円
備品購入費	2,625千円

※積算根拠

役務費（通信費）

90,000円（年間）×15台＝1,350,000円

使用料及び賃借料（ICTシステム使用料、初期費用含む）

227,500円×6か月＝1,365,000円

備品購入費（タブレット端末及びプリンタ）

175,000円（1組）×15台＝2,625,000円

4. 歳入関係（予算書30、34ページ）

3,560千円

内訳	予算額
国庫補助金（子ども子育て支援交付金）	1,780千円
府補助金（子ども子育て支援交付金）	1,780千円

※上記国及び府の補助金の予算額はそれぞれ74,540千円の一部

まちづくりの目標

みんなが互いを認め支え合い、
笑顔と元気があふれるまち

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称 市民健(検)診(がん検診)のワンコイン事業
2. 事業概要 がんの早期発見・早期治療につなげるため、市民健(検)診の自己負担額をワンコイン(500円)とし、受診率向上を図る。
3. 歳出関係(予算書99、100ページ)

86,617千円

内訳	予算額	積算根拠
報酬	2,736千円	会計年度任用職員 事務補助((6,222円×18日)+2,000円)×12ヶ月×2名
職員手当等	482千円	会計年度任用職員 期末手当
報償費	24千円	手話通訳者謝礼 5回分
需用費	1,064千円	集団市民健診事業 需用費(用紙代、封筒・健康手帳印刷等) 398千円 個別市民健診事業 需用費(問診票印刷等) 666千円
役務費	1,379千円	集団市民健診事業 役務費(郵便料・健康管理システム保守料等) 871千円 個別市民健診事業 役務費(がん検診推進事業個別通知等) 508千円
委託料	80,932千円	集団市民健診事業 委託料 40,000千円 個別市民健診事業 委託料 40,932千円

※ワンコイン化の実施により、3,185千円の負担増を見込む

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称 骨髄バンクドナー支援助成事業

2. 事業概要

骨髄等の移植の普及、ドナー登録の推進を図るため、骨髄・末梢血幹細胞提供者(ドナー)となった者に、通院や入院の日数に応じて、費用助成し、ドナーの経済的負担の軽減を図る。

3. 歳出関係(予算書100ページ)

421千円

内訳	予算額	積算根拠
役務費	1千円	郵便料 (決定通知3人分)
負担金、補助及び交付金	420千円	20,000円×7日×3人分

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

重層的支援体制整備事業

2. 事業概要

令和3年4月1日施行の社会福祉法の改正に伴い、子ども・高齢・障がい・生活困窮などの分野において生きづらさを抱えた地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりなどに向けた支援を一体的に実施する。

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

3. 歳出関係（予算書73～79ページ）

12,172千円

内訳	予算額
報酬	2,500千円
職員手当	483千円
報償費	3,138千円
旅費	360千円
需用費(消耗品費)	100千円
(印刷製本費)	60千円
委託料	3,414千円
使用料及び賃借料	2,117千円

4. 歳入関係（予算書30、33ページ）

9,127千円

内訳	予算額
重層的支援体制整備事業交付金(国)	6,605千円
重層的支援体制整備事業交付金(府)	2,522千円

※積算根拠（新規事業にかかるもの）

（会計年度任用職員報酬）報酬200,867円／月×12月＋交通費88,720円＝2,499,124円

（職員手当）期末手当 482,080円

（報償費）研修講師謝礼 40,000円×5回＝200,000円

重層的支援体制整備事業NW会議委員報償費 9,500円×2人×2回＝38,000円

アウトリーチ相談受付報償費 15,000円×30か所×2回＝900,000円

参加支援就労提供事業所報償費等 2,000,000円

（旅費）研修講師宿泊費等 360,000円

（需用費）消耗品費 アウトリーチ窓口ステッカー、旗等 100,000円

印刷製本費 アウトリーチ窓口チラシ、参加支援チラシ等 60,000円

（委託料）重層的アドバイザー委託料 414,000円 重層的コーディネーター配置委託料 3,000,000円

（使用料及び賃借料）翻訳機借上料（4台）2,080,000円 会場借上料 37,000円

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

福祉人材確保支援事業

2. 事業概要

障がい福祉サービス事業所における人材確保が必要とされるものについて、多様化・高度化する福祉ニーズに対応できる福祉人材の確保及び安定的な福祉サービスの提供体制を確保するため、市内障がい福祉サービス事業所に新たに就職した者に支援金を交付する。（ただし、1年以上継続勤務・1人1回限りが条件）

- ・有資格者（介護福祉士・看護師・相談支援専門員 等）・・・10万円
- ・無資格者（資格を有さずに世話人・生活支援員の業務に就職した者）・・・5万円

3. 歳出関係（予算書81ページ）

1,000千円

内訳	予算額
負担金、補助及び交付金	1,000千円

※積算根拠

有資格者10万円×5人＝50万円／無資格者5万円×10人＝50万円

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

介護人材確保支援事業

2. 事業概要

将来にわたって、安定的な介護サービス提供体制を推進するため、市内における介護人材の確保、定着を図ることを目的に、新たに市内介護サービス事業所等に就職した者を対象に以下のとおり支援金を支給する。（ただし、1年以上継続勤務・1人1回限りが条件）

- ・有資格者（介護支援専門員、介護福祉士、看護師 等）・・・10万円
- ・無資格者（資格を有さず介護に携わる業務に就職した者）・・・5万円

3. 歳出関係（予算書80ページ）

内訳	予算額
負担金、補助及び交付金	1,000千円

※積算根拠

有資格者10万円×8人＝80万円／無資格者5万円×4人＝20万円

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

高齢者・障がい者等外出支援事業

2. 事業概要

外出に支援が必要な高齢者・障がい者等の移動手段の確保と外出機会の促進などを図るため、路線バスや鉄道などの既存の交通手段の活用やタクシー等の個別移動手段等を活用することにより、高齢者・障がい者等の外出・移動を支援する。

3. 歳出関係（予算書77、79～82ページ）

41,801千円

内訳	予算額
交通系ICカード等活用運賃補助事業(交通系ICカード等活用運賃補助金)	19,270千円
公共交通不便地区移動支援事業(外出支援事業運行業務等委託料)	5,978千円
高齢者外出支援タクシー利用助成(扶助費)	4,719千円
重度障がい者外出支援タクシー利用助成(扶助費)	7,904千円
妊婦外出支援タクシー利用助成(扶助費)	1,930千円
外出促進等地域活動支援事業(外出促進等地域活動支援事業補助金)	2,000千円

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

※積算根拠

これまでの利用状況を踏まえ、申請見込者数と各事業の利用率を勘案して算出。

◆交通系ICカード等活用運賃補助事業

- ▶ICカード（償還払い）、京阪バスポイント、京阪バス乗車券のうち、いずれか1つを選択。
- ▶京阪バスポイントについては、1ポイント1円としてポイント付与。

R4年度補助額 2,300円 → R5年度補助額 4,600円 申請見込者数 4,189人

◆高齢者外出支援タクシー利用助成

タクシーチケット交付枚数 500円×33枚（変更なし）申請見込者数 530人

◆重度障がい者外出支援タクシー利用助成

タクシーチケット交付枚数 500円×33枚（変更なし）申請見込者数 800人

◆妊婦外出支援タクシー利用助成

タクシーチケット交付枚数

R4年度 500円×14枚 → R5年度 500円×20枚 申請見込者数 300人

◆外出促進促進等地域活動支援事業 20万円×10地区

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援事業

2. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の日常生活を支援するとともに、療養に専念していただけるよう、大阪府の配食サービスを補完するものとして食料品や日用品を無料で自宅に配送する。※行動制限の緩和等の状況を踏まえ、令和5年5月2日受付分をもって終了予定。

3. 歳出関係（予算書73、75、77、78ページ）

10,391千円

内訳	予算額
報酬	152千円
需用費(消耗品費)	20千円
役務費(電話代、コピー代等)	36千円
委託料(人材派遣、物資配送業務委託)	10,082千円
使用料及び賃借料(コピー機借り上げ料等)	101千円

※積算根拠

(会計年度任用職員報酬) 日額7,936円×18日+通勤手当4,200×2月=151,248円

(需用費 消耗品費) 宛名シール等 20,000円

(電話代、コピー代等) 電話代 4,000円 コピー代 31,350円

(人材派遣、物資配送業務委託料) 人材派遣2,640円×7.75H×1人×4日=81,840円

物資配送業務 1,000件×10,000円=10,000,000円

(コピー機借り上げ料、パソコン借り上げ料) コピー機 13,200円 PC 13,200円

部屋借り上げ料 73,100円

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

重症心身障がい児支援事業所開設補助事業

2. 事業概要

重症心身障がい児が市内で支援を受けられる場の整備のため、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を行う施設の開設にあたり、必要となる経費（消防設備の購入及び設置に要する経費、バリアフリー改修、トイレ改修に要する経費等）の一部を助成する。

3. 歳出関係（予算書81ページ）

1,000千円

内訳	予算額
負担金、補助及び交付金	1,000千円

※積算根拠

1件（申請件数）×1,000,000円（補助率1/2 上限1,000,000円）

まちづくりの目標

みんなが助け合い、
安心して住み続けられるまち

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称
交野市防犯灯電気料金補助事業

2. 事業概要

各地区等が管理している防犯灯の電気料金について、現在概ね年額の1/2の補助を行っているものを、地区等の負担軽減を図るため、年間相当額に補助額を拡大するもの。

3. 歳出関係（予算書60ページ）

12,980千円

内訳	予算額
負担金、補助及び交付金	12,980千円

※積算根拠

5,900灯×2,200円/年=12,980千円

※予算額には従来事業費を含み、拡大額は5,900千円

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

私部北川護岸補修1期工事

2. 事業概要

構造物点検調査の結果、護岸の老朽化が進行しており、安全性を確保する必要があることから護岸補修工事を行う。(2ヶ年事業の2年目)

3. 歳出関係 (予算書118ページ)

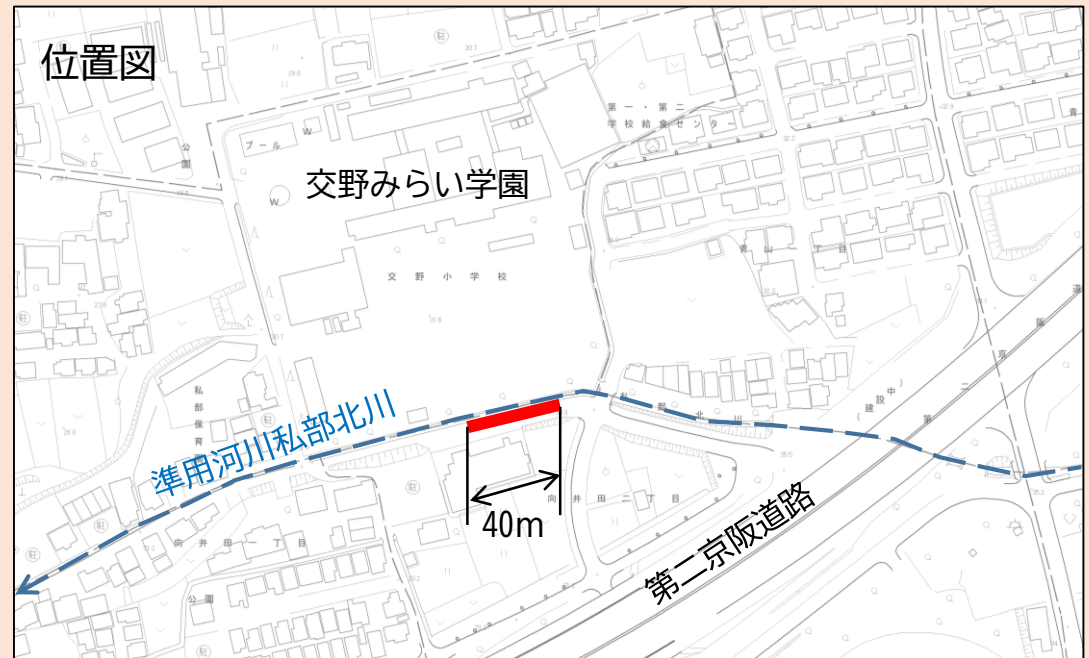
34,650千円
(工事請負費)

4. 歳入関係 (予算書41ページ)

34,600千円
(河川改修事業債)

5. 内容等

左岸護岸 延長40m



議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

消防団ポンプ自動車更新

2. 事業概要

消防力の維持を図るため、郡津消防分団の消防ポンプ自動車の新規更新を行うもの。

3. 歳出関係（予算書131, 132ページ）

21,082千円

内訳	予算額
備品購入費	21,000千円
役務費	41千円
公課費	41千円

※積算根拠

備品購入費	車両購入費	21,000千円
役務費	保険料	30千円
	自動車リサイクル料	11千円
公課費	自動車重量税	41千円

4. 歳入関係（予算書41ページ）

21,000千円

内訳	予算額
消防車両購入事業債	21,000千円

※緊急防災・減災事業債を活用予定

5. 繰越明許費（予算書11ページ）

車両部分の生産状況により年度を越える納期が見込まれるため、繰越明許費を設定する。

まちづくりの目標

みんながつどい交流し、
活力が生まれるまち

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

地域公共交通会議の運営

2. 事業概要

地域の生活に必要なバス等旅客輸送の確保や利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現を目的として、地域公共交通会議の運営を行うとともに、その検討支援業務を委託するもの。

3. 歳出関係（予算書119、121ページ）

6,158千円

内訳	予算額
報酬	1,158千円
委託料	5,000千円

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

寺・向井田地区まちづくり関係事業

2. 事業概要

向井田3丁目などの区域について、土地区画整理事業に対する地権者の意向確認や令和8年の都市計画決定を目標に駅前広場及び停車場線の都市計画の調査を行い事業の成立性を検討する。

また、土地区画整理事業などにより新駅設置を含めた新たな市の拠点形成の検討が必要であるため、新駅設置の可能性について基礎調査を行う。

3. 歳出関係（予算書121ページ）

29,256千円

内訳	予算額
委託料(寺・向井田まちづくり支援業務)	21,956千円
委託料(JR学研都市線新駅基礎調査)	7,300千円

4. 歳入関係（予算書31ページ）

8,000千円

内訳	予算額
都市計画費補助金	8,000千円

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

星田エリア全体事業（創造の森急傾斜地対策工事）

2. 事業概要

防災・減災対策として、創造の森区域内の急傾斜地解消のための対策工事を実施する。
また、本事業は、星田財産区との共同事業で実施し、対策工事で発生する土砂を財産区処分用地（全現堂池）の埋立土として活用し、事業費縮減を図る。

3. 事業期間

令和5年度～令和7年度

4. 歳出関係（予算書121ページ）

100,685千円（工事請負費）

5. 歳出関係（予算書41ページ）

100,600千円（市債）

6. 債務負担行為関係（予算書13ページ）

400,000千円

7. 内容等

土工、法面工、撤去工等 1式



議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

倉治公園グラウンド防球ネット改造事業

2. 事業概要

当該施設の既存の防球ネットに加え新たに防球ネット等を設置することで、周辺の住宅及び隣接する府道への飛球の発生を抑えるもの

3. 歳出関係（予算書124ページ）

61,130千円

内訳	予算額
委託料	498千円
工事請負費	60,632千円

※積算根拠

倉治公園グラウンド防球ネット改造事業

- ・設計業務 497,200円
- ・整備工事 60,632,000円
防球ネット新設14.9m L=100m
バックネット増設 A=600m²

4. 歳入関係（予算書40、41ページ）

50,800千円

内訳	予算額
雑入(スポーツ振興くじ助成金)	20,000千円
公園設備等改修事業債	30,800千円

※助成金の算出根拠

左記事業費の2/3の額で上限額の20,000千円を計上

※事業債予算額は、予算書中「公園設備等改修事業債40,400千円」の一部

まちづくりの目標

みんなで自然や文化を慈しみ、
次世代に引き継いでいくまち

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

太陽光発電システム設置事業

2. 事業概要

脱炭素社会の実現に向け再生可能エネルギーの導入が、喫緊の課題である。このため設置可能な公共施設に太陽光パネルを導入し、脱炭素社会の実現を目指す。

3. 歳出関係（予算書101、102ページ）

6,500千円

内訳	予算額
委託料	500千円
工事請負費	6,000千円

※本事業は、令和4年度に前澤友作氏から受領した交野ふるさと寄附金5,000千円を活用し実施するもの。

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

交野市文化財保存活用地域計画事業

2. 事業概要

交野市文化財保存活用地域計画にもとづき、団体等と連携して文化財保存活用事業を実施する。

3. 歳出関係（予算書157、158ページ）

8,570千円

内訳	予算額
報酬	70千円
負担金、補助 及び交付金	8,500千円

4. 歳入関係（予算書31ページ）

8,500千円

内訳	予算額
国庫補助金 （地域文化財 総合活用推進 事業補助金）	8,500千円

※積算根拠

報酬 地域計画協議会

会長（1名×11,500円）+副会長（1名×10,500円）+委員（5名×9,500円）×1回=69,500円

負担金、補助及び交付金（地域文化財総合活用推進事業補助金）

市内3団体補助額（補助対象経費の85%） 8,500,000円

効率的・効果的な行政運営

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

E S C O事業アドバイザー業務委託

2. 事業概要

交野市立総合体育施設の老朽化した熱源設備等を改修するにあたり、令和4年度に財政的な負担の軽減及び環境・省エネルギー化などにも配慮したE S C O事業の可能性調査を行い、当該事業の実施により省エネルギー効果が期待できるとの結果であったことから、専門的な見地からの助言を受けてE S C O事業導入に向けた計画等を具現化するための業務。

3. 歳出関係（予算書160ページ）

内訳	予算額
E S C O事業アドバイザー業務委託料	5,300千円

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

1. 事業名称

土地開発公社健全化事業（私市4丁目地内用地買戻し）

2. 事業概要

土地開発公社の計画的な簿価縮減を進めるため、売却可能な公社保有地について、令和4年度予算での買戻しと一体的に、一般財源による買戻しを行うもの。

3. 歳出関係（予算書116ページ）

270,563千円
（公有財産購入費）

地番		
私市4丁目1051番1の一部		
①事業費	②利息	③事務費
166,799千円	98,760千円	5,004千円
合計(①~③)	面積	取得年月
270,563千円	590.00㎡	平成6年8月



その他事業に係る参考資料

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

みんなで子どもを育み、
子どもがのびのびと学ばまち

1. 事業名称 産後ケア事業

2. 事業概要 出産後、育児支援を必要とする母子に対して、安心して子育てができるよう、産後の生活を支援することを目的に、施設でのショートステイ(宿泊型)、デイサービス(通所型)、アウトリーチ(訪問型)を実施し、産後の心身のケアや育児のサポート等を行う。

3. 歳出関係(予算書102、103ページ)

1,093千円

4. 歳入関係(予算書31ページ)

546千円

内訳	予算額	積算根拠
需用費	69千円	消耗品費 消毒用エタノール、マスク、手袋等 53,000円 用紙代 2,000円 印刷製本費 パンフレット 14,000円
役務費	10千円	郵便料 決定通知等 84円×100通 契約書等送付 140円×5通
委託料	1,014千円	宿泊型 34,750円×15回 デイサービス型 13,420円×10回 訪問型 9,750円×35回 事務手数料 485円×35回

内訳	予算額
国庫支出金	546千円

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

みんなで子どもを育み、
子どもがのびのびと学ぶまち

1. 事業名称 初回産科受診料支援事業

2. 事業概要 住民税非課税世帯または同等の所得水準である妊婦を対象に、経済的負担の軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげることを目的に、初回の産科受診料の費用を助成する。

3. 歳出関係(予算書103ページ)

101千円

内訳	予算額	積算根拠
役務費	1千円	郵便料 84円×10通
負担金、補助及び交付金	100千円	産科受診費用助成金 10,000円×10人

※令和5年度こども家庭庁当初予算案の概要にて「低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業」による国の補助(1/2の補助率の見込み)が示されており、活用を予定している。

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

みんなが互いを認め支え合い、
笑顔と元気があふれるまち

1. 事業名称

合理的配慮の提供に関する支援事業

2. 事業概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の一部が改正され、民間事業者においても合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、障がい者の社会参加の促進を図り、もって誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを推進するため、事業者が合理的な配慮を提供することに対し補助金を交付する。

3. 歳出関係（予算書81ページ）

500千円

内訳	予算額
負担金、補助及び交付金	500千円

※積算根拠

- ・物品購入等に係る経費（メニュー・パンフレットの点字化・コミュニケーションボードの整備等）
50,000円×6件=300,000円
- ・工事施工に係る経費（スロープの整備等）
100,000円×2件=200,000円

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

みんなが互いを認め支え合い、
笑顔と元気があふれるまち

1. 事業名称

地域生活支援促進事業（医療的ケア児等コーディネーターの配置）

2. 事業概要

人工呼吸器の装着や経管栄養などの医療的ケアが必要な在宅の障がい児等とその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受けることにより、地域で安心して暮らしていける体制を整備するため、医療的ケア児等コーディネーターを1名配置し、医療的ケア児等、家族及び支援者等からの相談支援などを行う。

3. 歳出関係（予算書83ページ）

1, 150千円

内訳	予算額
委託料	1, 150千円

4. 歳入関係（予算書30ページ）

575千円

内訳	予算額
医療的ケア児等総合支援事業補助金	575千円

※積算根拠

初回相談 (3,180円(初回加算)+2,268円×2時間)×20回×1.1=169,752円
 初回・サービス利用支援 (3,180円(初回加算)+16,133円)×20回×1.1=424,886円
 継続・サービス利用支援 16,133円×20回×1.1=354,926円
 継続・会議の出席等 2,268円×2時間×40回×1.1=199,584円

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

みんなが互いを認め支え合い、
笑顔と元気があふれるまち

1. 事業名称

高齢者補聴器等購入費助成事業

2. 事業概要

加齢により耳が聞こえにくくなり、日常生活に不便を感じている高齢者に対し、認知症やフレイル予防、健康寿命の延伸への取り組みを進めていくことで生活の質を維持し、自分らしく暮らすことができるよう、補聴器等の購入に要する費用の一部を助成する。

- ・対象者 65歳以上の市民税非課税世帯の人で、医師から中等度難聴程度と診断された人（身体障害者手帳交付対象者は対象外）
- ・助成内容 補聴器等本体1台分購入費用（上限25,000円）1人1回限り

3. 歳出関係（予算書81ページ）

内訳	予算額
負担金、補助及び交付金	500千円

※積算根拠

25,000円×20人分=50万円

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

みんなが助け合い、
安心して住み続けられるまち

1. 事業名称

星田私市線（私市橋）橋梁補修工事

2. 事業概要

「交野市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、対策が必要な状態と判定された私市橋について、長寿命化のための補修工事を行う。

3. 歳出関係（予算書117ページ）

38,000千円

（予算書 工事請負費108,540千円の一部）

4. 歳入関係（予算書31、41ページ）

35,750千円

道路メンテナンス事業費補助金	15,950千円
橋梁改修事業債	19,800千円

5. 内容等

断面補修、橋面防水、
舗装復旧等 1橋



議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

みんなが助け合い、
安心して住み続けられるまち

1. 事業名称

橋梁長寿命化修繕計画更新業務

2. 事業概要

「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、市内の橋梁（148橋）のうち、点検結果で要対策判定となった34橋については、段階にあわせて対策工事を計画的に行っている。

5年に1度の法定点検を令和3年度、4年度に行ったため、その結果をもとに現在の修繕計画を更新するものであり、更新計画策定にあたっては、大阪府の技術支援を活用して行う。

3. 歳出関係（予算書117ページ） 4. 歳入関係（予算書31ページ）

11,000千円

5,500千円

（予算書 道路メンテナンス
事業費補助金21,450千円の一部）

交野市橋梁長寿命化修繕計画（H30）概要版抜粋

交野市橋梁長寿命化修繕計画

1.長寿命化修繕計画更新の背景と目的

交野市が管理している橋梁は平成31年2月現在で138橋（橋長2m以上）となります。これらの橋梁は前回計画策定時から毎年確実に補修を実施しております。しかしながら、平成27～29年に実施された近接目視による定期点検結果では約30橋の橋梁が要対策判定（早期措置段階）と診断されており、いまだ対策が必要な橋梁が残っていることも確かです。これらの橋梁の補修を実施するとともに今後その他の橋梁の健全性低下や高度経済成長期に架設された橋梁の架け替えなどが必要となり維持管理負担が増加していきます。限られた予算の中で、安全・安心に道路を利用できる状態を維持するために、計画的な維持管理を実施していくことが求められています。

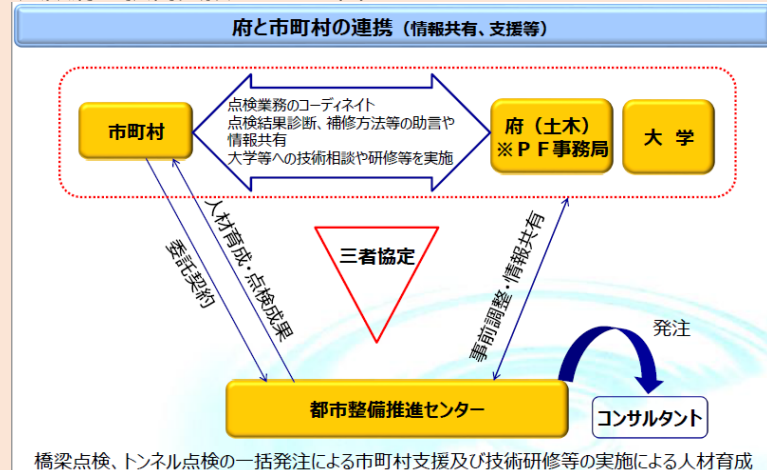
表 対象橋梁

構造形式	RC	PC	BOX	鋼橋	石橋	合計
橋長15m以上	0橋	2橋	0橋	2橋	0橋	4橋
橋長15m未満	94橋	16橋	21橋	2橋	1橋	134橋
合計	94橋	18橋	21橋	4橋	1橋	138橋

表 点検・補修履歴

年度	点検橋梁	補修橋梁
H26	0橋	4橋
H27	1橋	4橋
H28	137橋	2橋
H29	1橋	3橋
H30	0橋	4橋
合計	139橋	17橋

大阪府の技術支援イメージ図



議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

みんながつどい交流し、
活力が生まれるまち

1. 事業名称

地域公共交通の確保に関する事業

2. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の長期化により、地域公共交通を取り巻く環境は、コロナ前の利用者数に未だ回復しないことに加え、燃料費の高騰の影響を受け、運行の維持継続が厳しい状況にある。とりわけ、定時定路線を運行する路線バスは、運行の調整が困難であることなどから、その影響は非常に大きい。

地域公共交通は、地域住民の大切な移動手段の1つであることから、定時定路線で運行する路線バスの維持継続を図るため支援を行う。

令和4年度から継続して3年間実施（令和4年度分は早期に実施する必要があったため令和3年度に支援）するもので、今回は令和5年度分（2年目）の支援。

3. 歳出関係（予算書122ページ）

20,100千円

内訳	予算額
負担金、補助及び交付金	20,100千円

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

効率的・効果的な行政運営

1. 事業名称

自治体情報システムの標準化・共通化事業

2. 事業概要

国が令和7年度末までに標準仕様に準拠したシステムへの移行を義務化した基幹20業務に関して、本市現行システムからの移行を行う。令和5年度については、現行システムと標準仕様書との差異等についての比較分析（Fit&Gap）業務や、その分析を踏まえた移行計画策定等に関するコンサルタント業務を委託する。

3. 歳出関係（予算書50ページ）

43,608千円

内訳	予算額
委託料	43,608千円

4. 歳入関係（予算書30ページ）

43,608千円

内訳	予算額
令和5年度デジタル基盤改革支援補助金（国庫補助金）	43,608千円

※積算根拠

（税・保険系システムFit&Gap）	10,956千円
（福祉系システムFit&Gap）	14,242千円
（その他システムFit&Gap）	15,000千円
（標準化移行に向けたコンサルタント業務）	3,410千円

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について (費目別・課別職員数)

款	項	目	職員数	課別職員数	給料 (単位:千円)	職員手当 (単位:千円)	予算書 ページ	
議会費	議会費	議会費	5	部長1人・議会事務局4人	22,684	15,882	43	
総務費	総務管理費	一般管理費	(特)	2	市長・副市長	17,310	9,824	45~46
			(一)	65	理事1人・部長3人・次長6人・危機管理室5人・総務課4人(特定任期付職員1人含む)・人事課7人・人事課付2人・人権と暮らしの相談課3人・地域振興課4人・財産管理室7人・秘書課2人・政策企画課4人・財務課5人・情報政策課7人・会計室5人	254,297	187,386	
	徴税费	税務総務費	23	次長1人・税務室2人 (任短) 1人	85,828	55,753	62	
	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	14	部長1人・市民課13人 (再短) 1人	60,968	40,056	65	
	選挙費	選挙管理委員会費	3	選挙管理委員会事務局3人	13,760	9,398	67	
	統計調査費	統計調査総務費	2	総務課2人	7,632	4,322	70~71	
	監査委員費	監査委員費	2	部長1人・監査委員事務局1人	9,004	6,349	72	
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	30	理事1人・次長2人・医療保険課3人・子育て支援課3人・児童発達支援センター3人・福祉総務課6人・障がい福祉課11人・高齢介護課1人	122,355	77,413	73~74	
	児童福祉費	児童福祉総務費	18	部長1人・子育て支援課9人・こども園課8人 (再短) 1人	74,750	49,567	87	
		保育所費	43	あさひ認定こども園22人(任期付3人含む)・くらやま認定こども園21人(任期付3人含む)	158,846	94,164	91~92	
	生活保護費	生活保護総務費	11	生活福祉課11人	42,894	28,341	94	
衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	30	次長1人・健康増進課18人・新型コロナウイルスワクチン接種対策室4人・環境衛生課7人	109,974	69,106	95~96	
	清掃費	清掃総務費	35	部長2人・次長1人・環境総務課3人・環境総務課付1人・環境事業課25人・乙辺浄化センター3人	151,307	96,898	104	
農林水産業費	農業費	農業委員会費	3	農政課3人	11,096	6,786	109	
		農業総務費	2	農政課2人	7,177	6,061	110	

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について (費目別・課別職員数)

款	項	目	職員数	課別職員数	給料 (単位:千円)	職員手当 (単位:千円)	予算書 ページ	
商工費	商工費	商工総務費	4	人権と暮らしの相談課2人 地域振興課2人	15,946	11,713	112	
土木費	土木管理費	土木総務費	18	理事1人・次長1人・道路河川課16人	70,831	47,998	115	
	河川費	河川総務費	2	道路河川課2人	9,052	7,043	117	
	都市計画費	都市計画総務費	26	部長1人・次長2人・環境衛生課1人・都市計画課5人・まちづくり推進室6人・開発調整課6人・緑地公園課5人	106,564	76,015	119~120	
消防費	消防費	常備消防費	78	部長1人・次長2人・総務課7人・予防課6人・警防課2人・警備1課30人・警備2課30人	310,137	215,861	127	
教育費	教育総務費	事務局費	(特)	1	教育長	7,392	4,306	135~136
			(一)	43	部長3人・次長1人・教育総務室2人・まなび舎整備課12人・学務保健課7人・まなび未来課4人・指導課8人+6人(任期付教職員) (再短)1人	179,625	123,654	
	社会教育費	社会教育総務費	26	部長1人・次長1人・社会教育課9人・青少年育成課7人・図書館8人	113,707	74,813	150	
	保健体育費	給食センター費	4	学校給食センター4人 (再短)1人	18,356	10,386	161	
			計	490				
			一般職計	487				
(国保) 総務費	総務管理費	一般管理費	11	医療保険課11人	42,614	27,460	国17	
(介護) 総務費	総務管理費	一般管理費	9	高齢介護課9人	33,639	21,179	介15	
(介護) 地域支援事業費	地域支援事業等諸費	包括的支援事業費	2	高齢介護課2人	7,462	4,296	介19~20	
			介護保険 計	11		41,101	25,475	
(後期) 総務費	総務管理費	一般管理費	2	医療保険課2人	7,688	4,944	後13	
			合計	514	(短時間 4会計 計5人)	2,072,895	1,386,974	

議案第23号 令和5年度交野市一般会計予算について

歳入歳出予算以外に計上するもの

1. 繰越明許費（予算書11ページ）

年度内での完了が見込まれないもの 1件

2. 債務負担行為（予算書12～13ページ）

複数年での契約等が必要となるもの 19件

3. 地方債（予算書14～15ページ）

地方債を発行するために必要な予算上の措置 22件

議案第24号 令和5年度交野市国民健康保険特別会計予算について

1. 当初予算内容

- ・ 予算総額は歳入歳出それぞれ7, 963, 726千円
- ・ 債務負担行為、一時借入金についてそれぞれ定める
- ・ 予算総額は、前年度比182, 277千円の増で、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の増が主な要因

2. 歳入歳出予算の増減（主なもの）

<歳入予算>

- | | | |
|-----------|---------------|---------------|
| ・ 国民健康保険料 | 1, 463, 941千円 | (58, 483千円減) |
| ・ 府支出金 | 5, 507, 298千円 | (82, 201千円増) |
| ・ 繰入金 | 969, 504千円 | (162, 489千円増) |

<歳出予算>

- | | | |
|----------------|---------------|---------------|
| ・ 保険給付費 | 5, 381, 156千円 | (68, 647千円増) |
| ・ 国民健康保険事業費納付金 | 2, 330, 620千円 | (108, 857千円増) |
| ・ 保健事業費 | 110, 203千円 | (18, 258千円増) |

議案第24号 令和5年度交野市国民健康保険特別会計予算について

1. 事業名称

【がん検診費用助成事業】
 交野市国民健康保険被保険者の市民検診（がん検診）自己負担金無償化

2. 事業概要

がんの早期発見・早期治療につなげるため、交野市国民健康保険被保険者の市民検診（がん検診）の自己負担額を無償とし受診率向上を図るもの

3. 歳出関係（予算書23ページ）

5,218千円

内訳	予算額
役務費	1,593千円
繰出金	3,625千円

4. 歳入関係（予算書14ページ）

5,218千円

内訳	予算額
府支出金	5,218千円

※普通交付金及び保険者努力支援分交付金を活用

※積算根拠

役務費 受診勧奨通知の作成等・事務手数料等
 繰出金 500円×がん検診（7,250項目）＝3,625,000円

議案第25号 令和5年度交野市介護保険特別会計予算について

1. 当初予算内容

- ・ 予算総額は歳入歳出それぞれ6,503,600千円
- ・ 一時借入金について定める
- ・ 予算総額は、前年度比223,055千円の増で、保険給付費の増が主な要因

2. 歳入歳出予算の増減（主なもの）

<歳入予算>

- | | | |
|---------|-------------|--------------|
| ・ 保険料 | 1,395,639千円 | (8,288千円減) |
| ・ 国庫支出金 | 1,325,823千円 | (9,820千円減) |
| ・ 繰入金 | 1,184,146千円 | (132,159千円増) |

<歳出予算>

- | | | |
|-----------|-------------|--------------|
| ・ 保険給付費 | 6,068,422千円 | (249,572千円増) |
| ・ 地域支援事業費 | 237,568千円 | (72,440千円減) |
| ・ 諸支出金 | 40,286千円 | (38,571千円増) |

議案第26号 令和5年度交野市公共用地先行取得事業特別会計予算について

1. 当初予算内容

- ・ 予算総額は歳入歳出それぞれ251,333千円
- ・ 一時借入金について定める
- ・ 予算総額は、前年度比2,977千円の減で、市債残高の減少による利子の減が要因

2. 歳入歳出予算の増減

<歳入予算>

- ・ 繰入金 251,333千円 (2,977千円減)

<歳出予算>

- ・ 公債費 251,333千円 (2,977千円減)

議案第27号 令和5年度交野市後期高齢者医療特別会計予算について

1. 当初予算内容

- ・ 予算総額は歳入歳出それぞれ1,621,127千円
- ・ 一時借入金について定める
- ・ 予算総額は、前年度比70,403千円の増で、後期高齢者医療広域連合納付金の増が主な要因

2. 歳入歳出予算の増減（主なもの）

<歳入予算>

- | | | |
|--------------|-------------|-------------|
| ・ 後期高齢者医療保険料 | 1,362,850千円 | (62,841千円増) |
| ・ 繰入金 | 246,482千円 | (12,848千円増) |

<歳出予算>

- | | | |
|------------------|-------------|-------------|
| ・ 後期高齢者医療広域連合納付金 | 1,583,856千円 | (73,069千円増) |
| ・ 保健事業費 | 5,482千円 | (1,352千円増) |

議案第28号 令和5年度交野市水道事業会計予算について

1. 事業名称

令和5年度交野市水道事業会計予算

2. 業務の予定量（予算第2条、予算書3ページ）

項目	予定量
給水戸数	30,000戸
年間総配水量	7,462,000m ³
1日平均配水量	20,388m ³
主な建設改良事業	674,280千円

3. 収益的収入及び支出（予算第3条、予算書3、4ページ）

収入		金額	支出		金額
水道事業収益		1,451,545千円	水道事業費用		1,617,266千円
営業収益		1,310,978千円	営業費用		1,487,477千円
営業外収益		140,557千円	営業外費用		117,713千円
特別利益		10千円	特別損失		2,076千円
			予備費		10,000千円

議案第28号 令和5年度交野市水道事業会計予算について

4. 資本的収入及び支出（予算第4条、予算書4ページ）

収入		金額	支出		金額
資本的収入		592,940千円	資本的支出		1,191,954千円
企業債		505,000千円	建設改良費		763,836千円
工事負担金		22,500千円	企業債償還金		418,118千円
給水負担金		64,240千円	予備費		10,000千円
他会計負担金		1,200千円			

5. 債務負担行為（予算第5条、予算書5ページ）

事項	期間	限度額
上水汚泥運搬業務委託	令和6年度	2,442千円
星の里浄水場清掃業務委託	令和6年度から8年度まで	6,790千円
次亜塩素酸ナトリウム購入	令和6年度	4,344千円
ポリ塩化アルミニウム購入	令和6年度	2,807千円
水道管路維持管理等業務委託	令和6年度から8年度まで	71,357千円
交野市水道メーター取替業務委託	令和6年度	12,399千円
交野市水道料金等徴収業務委託及び 給水装置工事検査等業務委託	令和6年度から10年度まで	373,175千円
水道局庁舎清掃業務委託	令和6年度から8年度まで	5,118千円

議案第28号 令和5年度交野市水道事業会計予算について

6. 企業債（予算第6条、予算書6ページ）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				資金区分	償還期限	左のうち据置期間	償還の方法	その他
送水管整備事業	千円 442,600	証書借入、普通貸借又は、証券発行とし、期間は、令和5年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は、一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府	以内	以内	年賦又は半年賦元利均等若しくは、元金均等とする。	左記の条件の範囲内において、借入先に融資条件がある場合は、その融資条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、若しくは、繰上償還又は、低利債に借り換えることができる。
配水管整備事業	62,400			地方公共団体金融機構	40年	5年		
				その他				

7. 一時借入金（予算第7条、予算書6ページ）

限度額 1,000,000千円

議案第28号 令和5年度交野市水道事業会計予算について

8. 予定支出の各項の経費の金額の流用（予算第8条、予算書7ページ）
 - （1）収益的支出における各項間の流用
 - （2）資本的支出における各項間の流用

9. 議会の議決を経なければ流用することのできない経費（予算第9条、予算書7ページ）
 - （1）職員給与費 236,361千円

10. たな卸資産購入限度額（予算第10条、予算書7ページ）
限度額 3,878千円

令和5年度交野市水道事業会計予算参考資料

1. 令和5年度と令和4年度との予算比較
2. 主要工事明細表
3. 令和5年度水道事業主要工事箇所一覧及びその位置図

交野市水道局

1. 令和5年度と令和4年度との予算比較

				参考資料			
款. 項. 目.	A 令和5年度 (千円)	B 令和4年度 (千円)	(A-B) 比 較 (千円)	款. 項. 目.	A 令和5年度 (千円)	B 令和4年度 (千円)	(A-B) 比 較 (千円)
1. 水道事業収益	1,451,545	1,468,186	△ 16,641	2. 営業外費用	117,713	173,409	△ 55,696
1. 営業収益	1,310,978	1,319,192	△ 8,214	1. 支払利息及び企業債取扱諸費	116,415	125,240	△ 8,825
1. 給水収益	1,246,720	1,247,394	△ 674	2. 消費税及び地方消費税	1,000	48,005	△ 47,005
2. 受託工事収益	1,500	15,000	△ 13,500	3. 雑支出	298	164	134
3. その他営業収益	62,758	56,798	5,960	3. 特別損失	2,076	2,076	0
2. 営業外収益	140,557	148,984	△ 8,427	1. 過年度損益修正損	2,076	2,076	0
1. 受取利息及び配当金	344	674	△ 330	4. 予備費	10,000	20,000	△ 10,000
2. 分担金	60,852	76,758	△ 15,906	1. 資本的収入	592,940	291,790	301,150
3. 他会計補助金	1,256	1,470	△ 214	1. 企業債	505,000	192,800	312,200
4. 雑収益	955	448	507	2. 工事負担金	22,500	34,500	△ 12,000
5. 消費税及び地方消費税還付金	4,743	0	4,743	3. 給水負担金	64,240	63,140	1,100
6. 長期前受金戻入	72,407	69,634	2,773	4. 他会計負担金	1,200	1,350	△ 150
3. 特別利益	10	10	0	2. 資本的支出	1,191,954	838,116	353,838
1. 過年度損益修正益	10	10	0	1. 建設改良費	763,836	425,016	338,820
2. 水道事業費用	1,617,266	1,569,549	47,717	1. 設備改良費	721,371	378,252	343,119
1. 営業費用	1,487,477	1,374,064	113,413	2. 総係費	37,092	38,995	△ 1,903
1. 原水及び浄水費	432,967	387,727	45,240	3. 有形固定資産購入費	5,373	7,769	△ 2,396
2. 配水及び給水費	280,220	223,437	56,783	2. 企業債償還金	418,118	403,100	15,018
3. 受託工事費	2,000	20,000	△ 18,000	3. 予備費	10,000	10,000	0
4. 総係費	244,385	241,694	2,691				
5. 減価償却費	477,686	501,096	△ 23,410				
6. 資産減耗費	50,219	110	50,109				

(消費税込)

2. 主要工事明細表

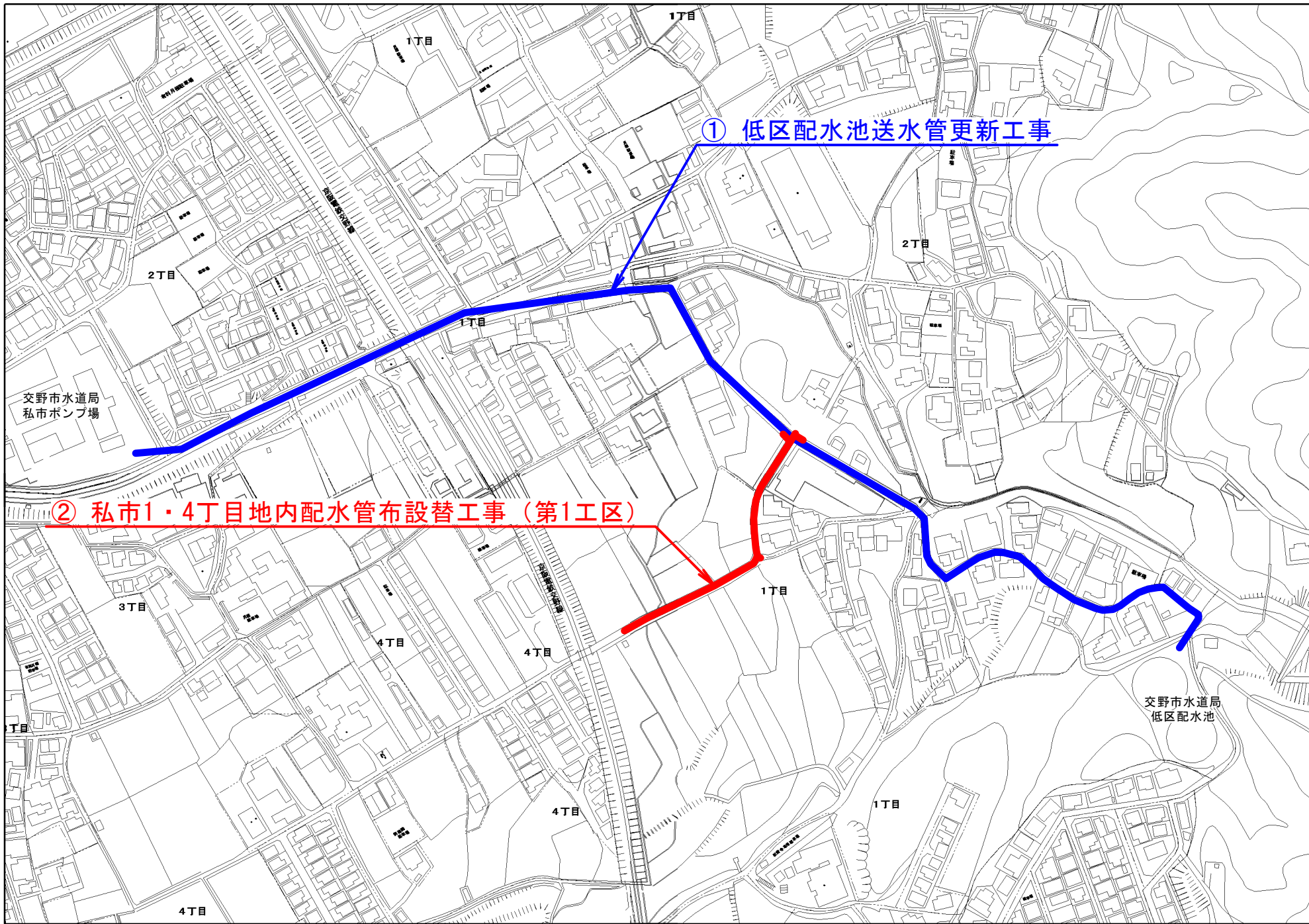
参考資料

(千円)

科目	予算額 A	前年度額 B	比較(A-B)	主な事業名	概要
(款)資本的支出 (項)建設改良費 (目)設備改良費 (節)改良工事費	674,280	287,000	387,280	①低区配水池送水管更新工事 ②私市1・4丁目地内給配水管布設替工事(第1工区) ③下水道工事に伴う私部4丁目地内配水管移設工事 ④特高区加圧ポンプ場非常用発電機設置工事	泥土圧シールド工 φ1,000mm L=785.50m DIP-GX φ300mm L=177.41m DIP-GX φ100mm L=62.00m HPPE φ50mm L=28.00m 発電機設置(3φ200V+1φ100V) 125KVA 1台
(款)水道事業費用 (項)営業費用 (目)原水及び浄水費 (節)工事請負費	18,678	15,213	3,465	⑤取水1号井浚渫工事 ⑥取水14号井浚渫工事	揚水機(φ80 18.5kW-6段) 1台 揚水機(φ80 18.5kW-6段) 1台

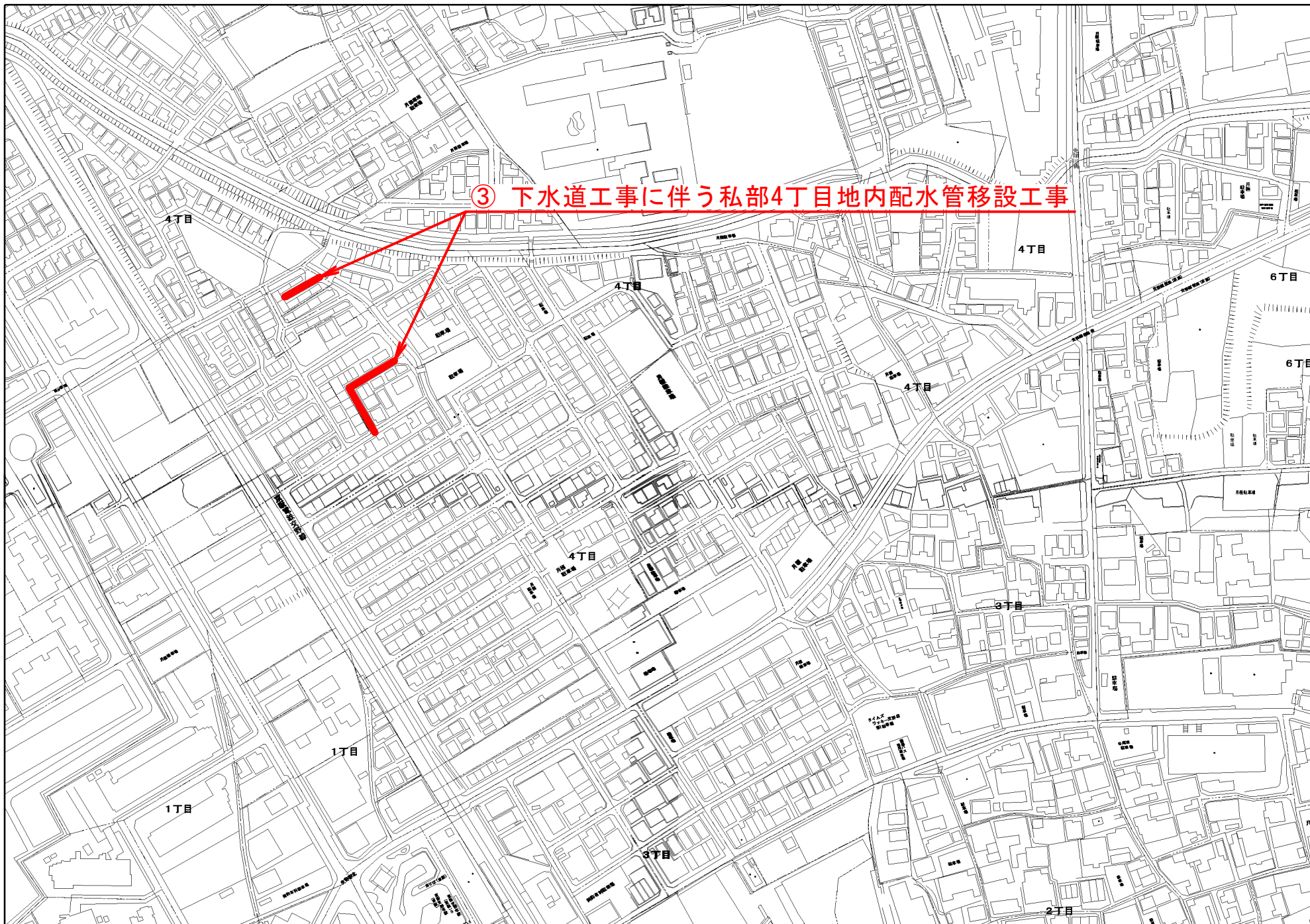
3.令和5年度 水道事業主要工事箇所一覧

資本的支出 設備改良費			
①	低区配水池送水管更新工事	泥土圧シールド工 φ1,000mm L=785.50m シールド内配管 DIP-PN φ500mm L=792.00m 開削工事 DIP-NS φ500mm L=60.20m	
②	私市1・4丁目地内給配水管布設替工事(第1工区)	DIP-GX φ300mm L=177.41m DIP-GX φ100mm L=15.17m	
③	下水道工事に伴う私部4丁目地内配水管移設工事	DIP-GX φ100mm L=62.00m HPPE φ50mm L=28.00m	
④	特高区加圧ポンプ場非常用発電機設置工事	発電機設置(3φ200V+1φ100V) 発電機基礎築造	125KVA 1台
水道事業費用 原水及び浄水費			
⑤	取水1号井浚渫工事	揚水機(φ80 18.5kW-6段) 井内薬品洗浄(φ350×200m) 埋没浚渫 揚水試験	1台 1式 5.0m ³ 1式
⑥	取水14号井浚渫工事	揚水機(φ80 18.5kW-6段) 井内薬品洗浄(φ350×250m) 埋没浚渫 揚水試験	1台 1式 5.0m ³ 1式



① 低区配水池送水管更新工事

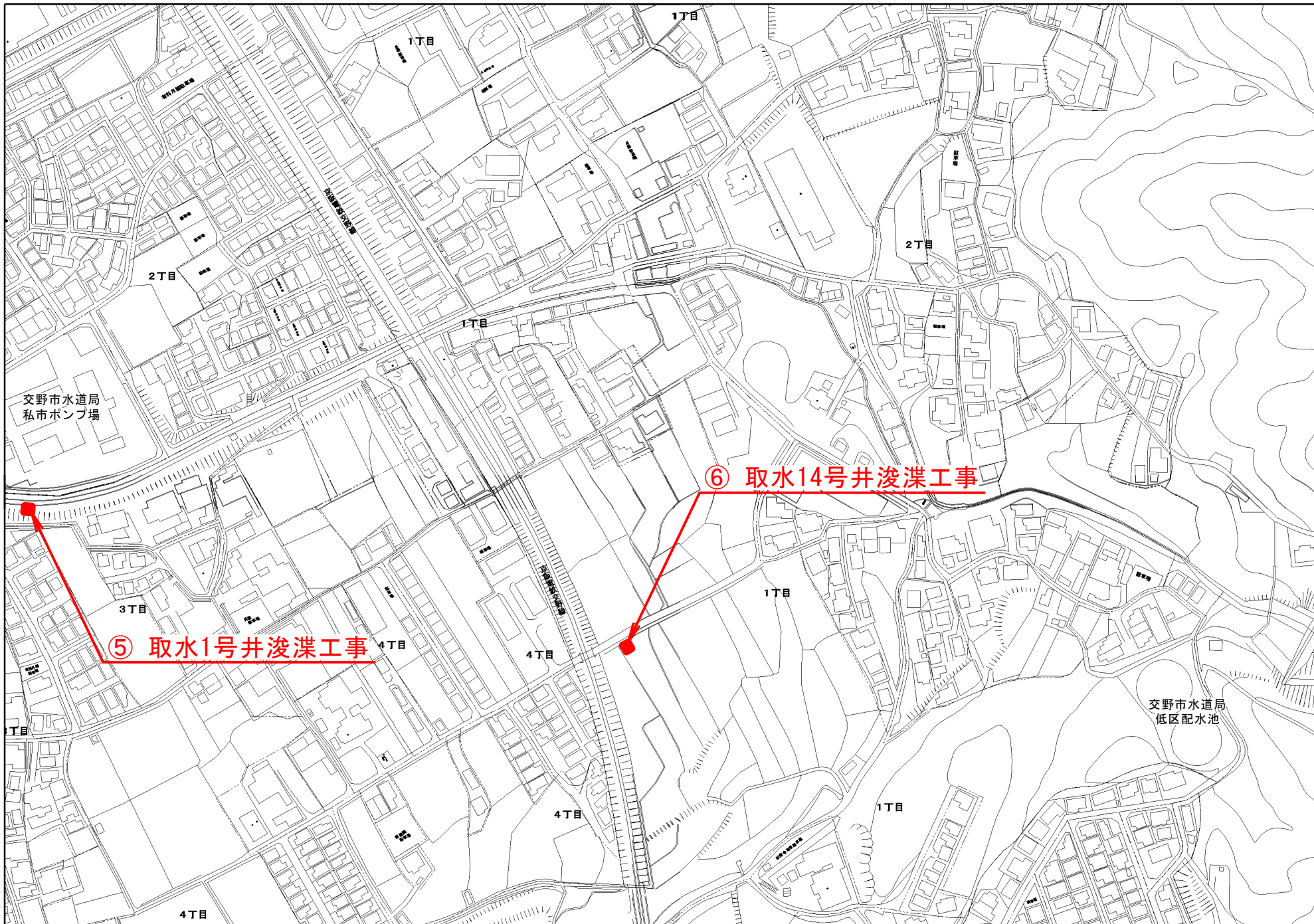
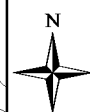
② 私市1・4丁目地内配水管布設替工事 (第1工区)



③ 下水道工事に伴う私部4丁目地内配水管移設工事



④ 特高区加圧ポンプ場非常用発電機設置工事



⑤ 取水1号井浚渫工事

⑥ 取水14号井浚渫工事

議案第29号 令和5年度交野市下水道事業会計予算について

1. 事業名称

公共下水道

2. 事業概要

公共下水道事業は、経営戦略に基づき安定的な財政運営を図りながら、既設老朽管は、ストックマネジメント計画により調査を行い、改築更新を行う。施設の維持管理は、包括管理委託により一括管理を行う。新設事業は、未普及地区のうち、要望があり効果が上がる地区を優先して整備を行う。

3. 業務の予定量（予算第2条、予算書3ページ）

項目	予定量
汚水整備人口	73,500人
年間有収水量	6,860,000m ³
主な建設改良事業	442,332千円

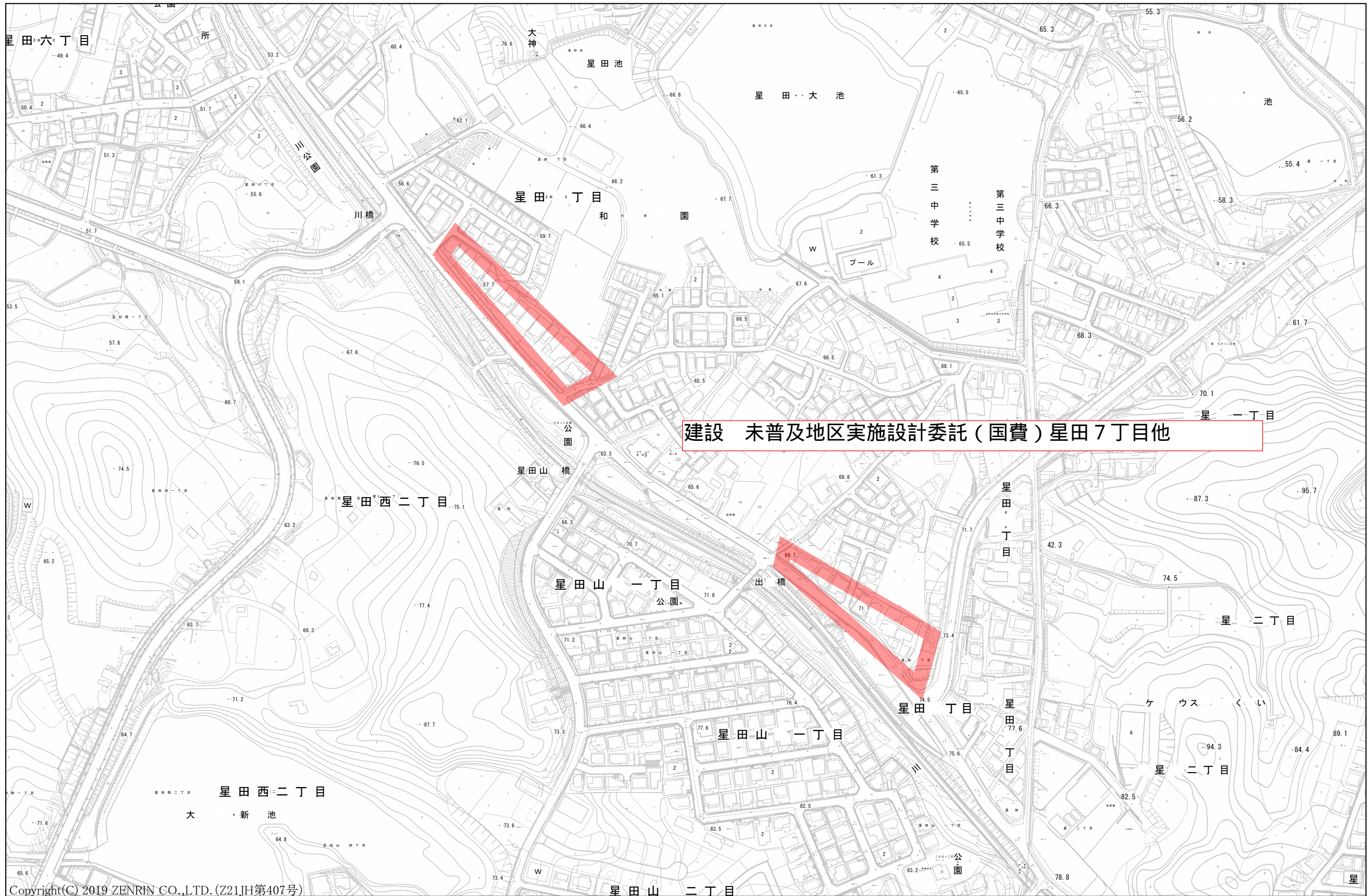
議案第29号 令和5年度交野市下水道事業会計予算について

4. 収益的収入及び支出（予算第3条、予算書3、4ページ）

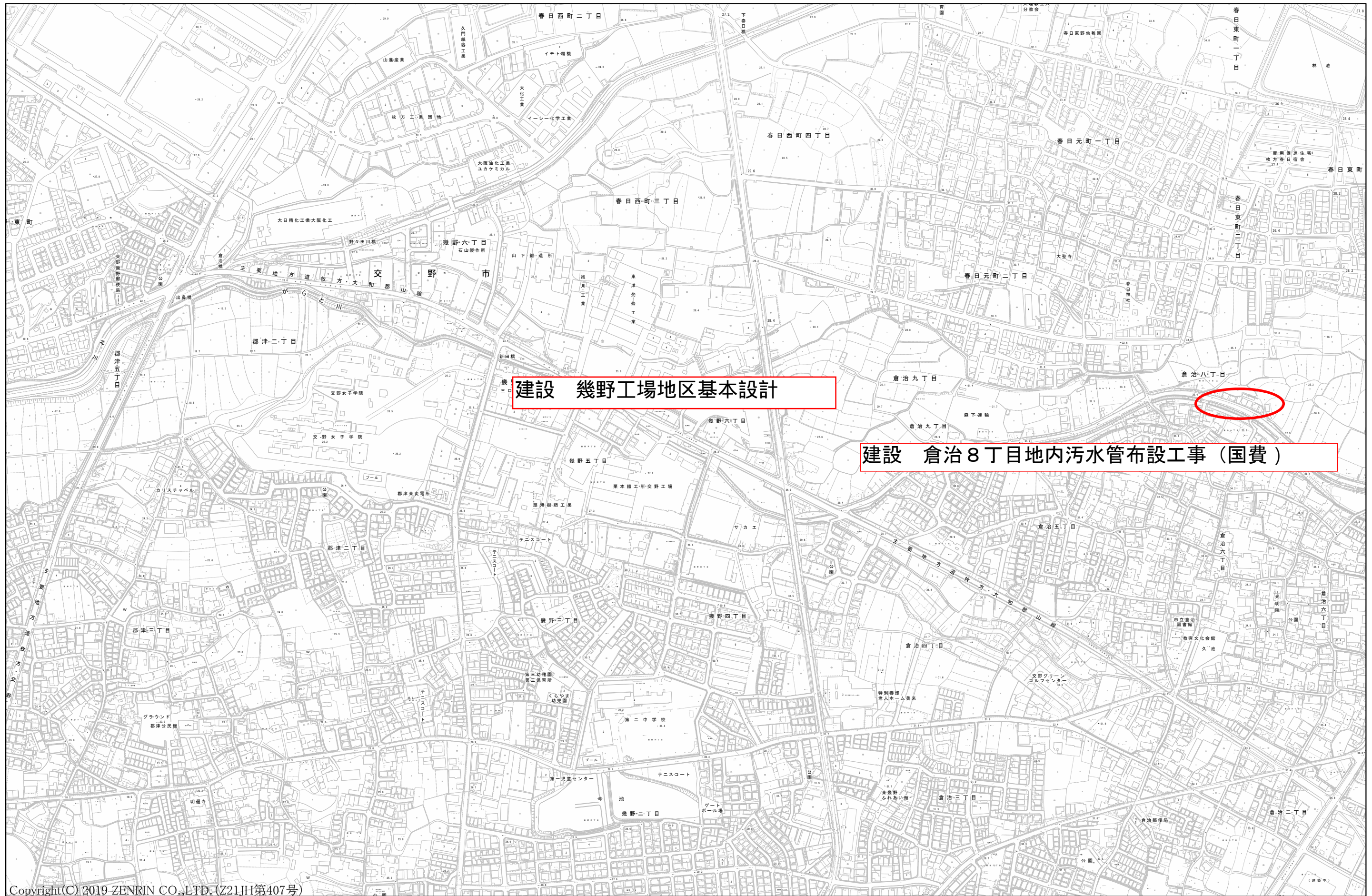
収入		金額	支出		金額
下水道事業収益		1,481,801千円	下水道事業費用		1,424,191千円
営業収益		1,064,922千円	営業費用		1,261,796千円
営業外収益		416,878千円	営業外費用		144,395千円
特別利益		1千円	特別損失		15,000千円
			予備費		3,000千円

5. 資本的収入及び支出（予算第4条、予算書4、5ページ）

収入		金額	支出		金額
資本的収入		452,600千円	資本的支出		886,174千円
企業債		341,500千円	建設改良費		
他会計補助金		50,000千円	管路建設費		248,200千円
国庫補助金		60,600千円	管路改良費		203,960千円
受益者負担金		500千円	流域下水道建設負担金		17,709千円
			固定資産購入費		6,990千円
			建設企業債元金償還金		406,315千円
			予備費		3,000千円



建設 未普及地区実施設計委託（国費）星田7丁目他



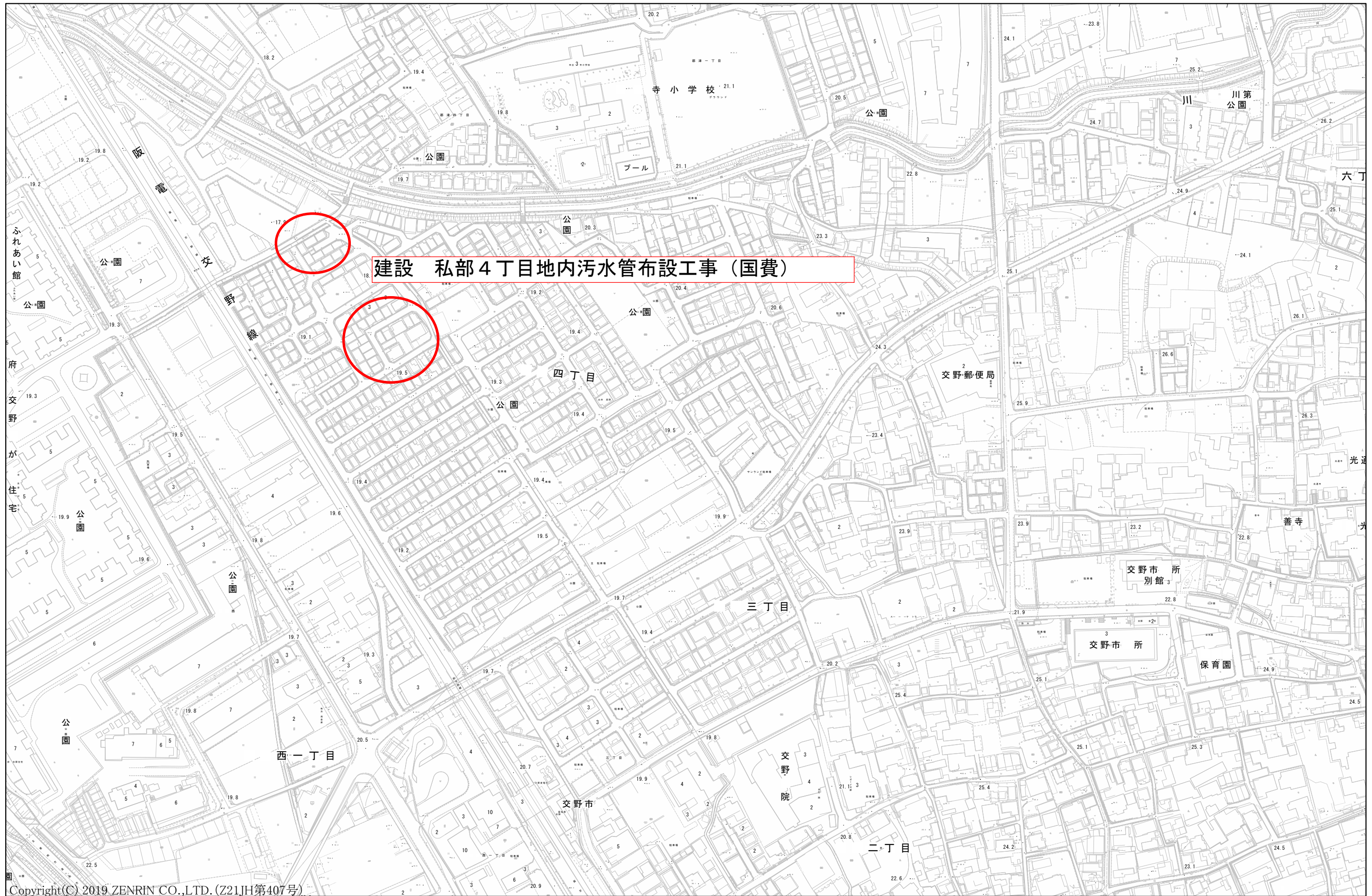
建設 幾野工場地区基本設計

建設 倉治8丁目地内污水管布設工事（国費）

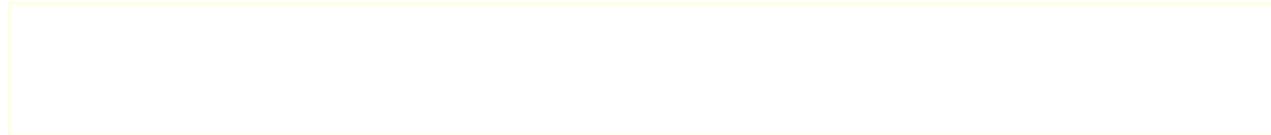


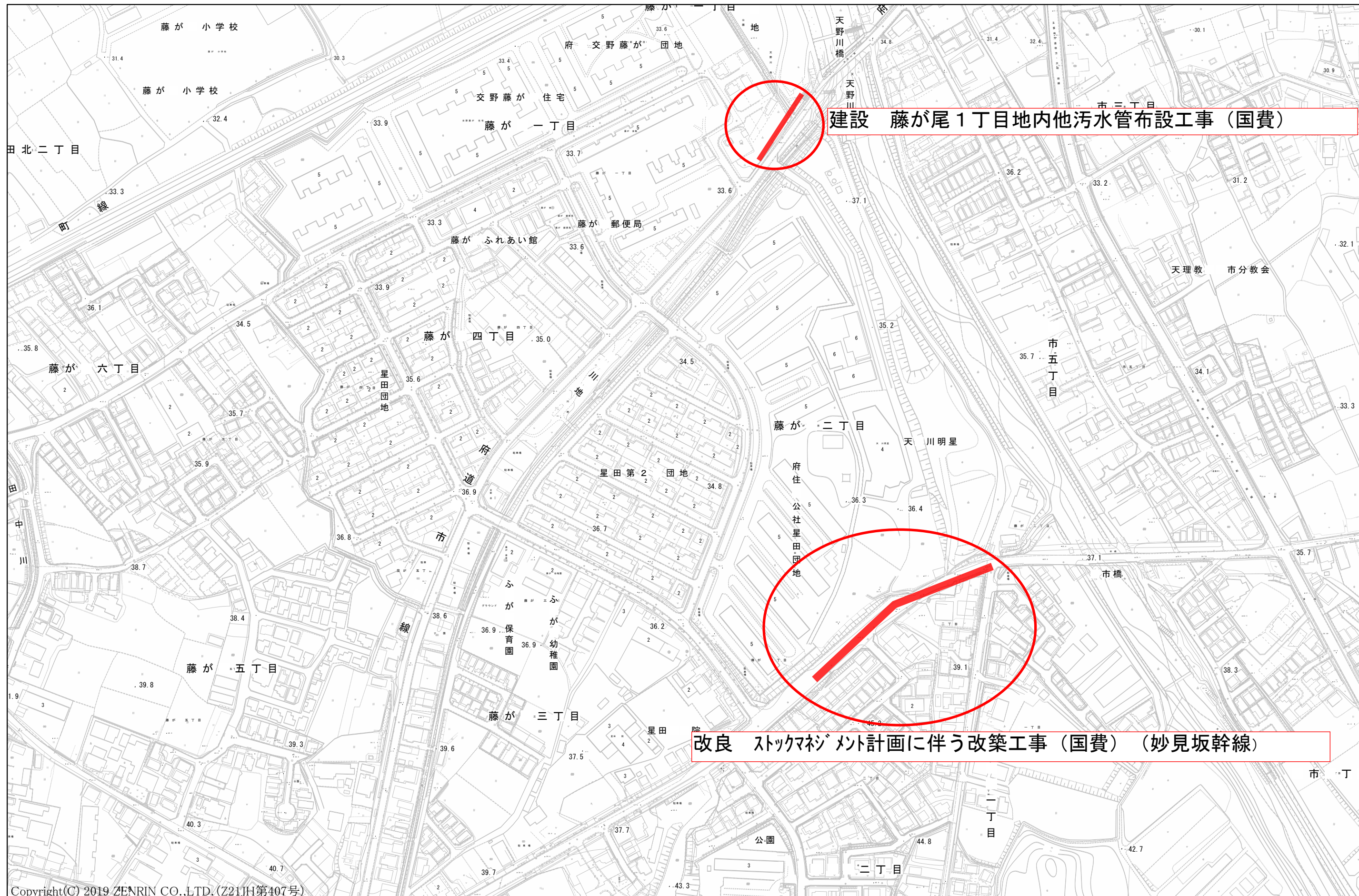
建設 星田北5丁目地内他污水管布設工事 (国費)





建設 私部4丁目地内污水管布設工事(国費)





建設 藤が尾1丁目地内他污水管布設工事 (国費)

改良 スtockマシメント計画に伴う改築工事 (国費) (妙見坂幹線)



改良 下水道施設包括的管理業務委託 (国費)
(4条予算分) (管渠点検 星田山手等)



